

所得税における減価償却に関する考察

広瀬 富雄

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

これまでに、航空機及び海外中古不動産等、経済的耐用年数（使用可能年数）と税務上の耐用年数との間に乖離がある減価償却資産を利用した個人向け節税スキームが、所得税において度々問題となってきた。

これらのスキームに共通しているのは、①減価償却資産を取得した後、短期間で減価償却することにより、不動産所得に多額の「計算上の損失」を生じさせ、高額な給与所得等（最高税率 55%）との損益通算を行うこと、②当該減価償却資産を 5 年以上使用した後に譲渡することにより、譲渡益が長期譲渡所得（分離課税の場合：税率 20%、総合課税の場合：2 分の 1 課税）となること（不動産の減価償却を介して所得区分を転換すること）、によって税負担が軽減されるという手法である。

このような手法に対しては、問題が顕在化した資産又は契約形態から生じる損失について、損益通算を制限することにより、個別的に対処してきたため、一つのスキームに対処して制度改正を行っても、また類似のスキームが開発されるという状況となっている。

そこで、本研究では、減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの問題点について検討し、根本的な解決を図る制度を考案することを目的とする。

2 研究の概要

（1）本スキームの問題点及び対処策の方向性

イ 関係する税制の問題点

本スキームに関係する税制の問題点として、①長期譲渡所得の計算における平準化措置の適用によって、減価償却の特質（推定計算であること）から生じる帳簿価額と実際の価値との間のズレの調整が不十分となる点、②担税力を減殺しない計算上の損失であっても損益通算が認められる点、③譲渡所得の計算方法（譲渡益を算出）が譲渡所得課税の趣旨

(値上り益に対する課税)と一致していないため、譲渡所得課税の趣旨からすると譲渡所得に含まれるべきではない減価償却の過不足が譲渡損益に含まれることとなり、減価償却が適切でない場合に、算定された譲渡所得が、値上り益と乖離するという不整合な状況となっている点、④平準化措置の必要性からすると適用対象とすべきでない者に対しても平準化措置が適用されている点の4点が挙げられる。

ロ 本スキームの問題点及び対処策の方向性

本スキームは、上記イで述べた制度上の問題を組み合わせて利用することにより、税負担の減少を実現するものであり、このような税負担の減少を租税法規が予定していないという点に問題があるといえる。

本スキームが租税回避といえるかという点に関しては、節税と租税回避の境界付近の事例であると考えられるが、少なくとも、本スキームによる税負担の減少は、「租税法規が予定しているところに従って」生じているのではないことから、法令解釈や執行の工夫だけでは十分に対処できないのであれば、必要に応じて、租税法規の改正によって、租税法規が予定していない税負担の減少を防ぐべきである。

なお、本スキームは、制度上の問題を組み合わせることにより、税負担を減少させていることから、本スキームへの対処策は、制度上の問題を解決することにより対処するものであることが望ましいといえる。

(2) 法令解釈による対処可能性の検討

イ 譲渡益の分割による対処

資産の値上り益を所得として課税するという譲渡所得課税の趣旨からすると、過年度の過大償却分によって構成されていると考えられる減価償却資産の譲渡益は、通常、譲渡所得に該当しないはずであり、例外的に譲渡収入金額が取得価額を超える場合にその超える部分(以下、「値上り部分」という。)の金額のみ、譲渡所得に該当すると考えられる。このため、譲渡益のうち、値上り部分の金額のみ譲渡所得として取り扱い、残額を譲渡所得に該当しないものとして取り扱うことが考えられ、その

ような取扱いが可能であれば、現行法令の解釈のみで対処可能と考えられることから、その適否について検討を行う。

検討の方法としては、まず、譲渡益の中に性質の異なる二種類の所得が含まれていると考えて、それぞれの所得をその性質に応じて課税する方法（二重利得法）が認められるか検討し、次に、減価償却の過大部分の所得区分について検討する。

(イ) 二重利得法の適否

二重利得法の適用は、裁判例において肯定されており、金子宏名誉教授も、二重利得法は、立法論としてのみでなく、解釈論としても成り立つと考えるべきであると述べられている。

しかし、二重利得法を解釈論として採用することについては、租税法規の適用関係を不安定にするおそれがあると批判する見解もあることから、立法により対処することが望ましいといえる。

(ロ) 減価償却の過大部分の所得区分

不動産所得を生じさせる減価償却資産は、その取得価額が減価償却費として不動産所得の必要経費に計上されることから、譲渡益として認識される減価償却の過大部分については、不動産所得に該当すると考えるのがバランスが良いが、不動産所得は、不動産等の貸付けによる所得をいうと規定されていることから、法令解釈のみから当該譲渡益が不動産所得に該当するという事は困難であると考えられる。

なお、譲渡益として認識される減価償却の過大部分は、雑所得に該当すると考えられるが、その場合、①経費が不動産所得に計上される一方、収入が雑所得となるというアンバランスな状態になる、②所得が全額課税される一方、損失が生じた場合には、他の所得と通算されないという問題が生じる。

(ハ) 小括

譲渡益の分割による対処は、①法的安定性を害するおそれがあること、及び②譲渡益に該当しない部分を雑所得とすることとなり、収入

と経費、利益と損失の取扱いのバランスが損なわれるという問題が生じることから、妥当な方策ではないと考えられる。

ロ 中古資産の耐用年数の見積りに係る簡便法利用の制限

使用可能な年数を見積もることが困難なものに限って簡便法を利用することが認められているが、賃貸資産については、ファイナンス理論における資産価値の算定方法を利用することにより、その使用可能年数を算定することが可能であることから、簡便法の利用を制限することが可能であると考えられる。

しかし、簡便法利用の制限は、あくまで中古資産についての対処策であり、減価償却資産を利用した個人向け節税スキーム全体を封じることができないという問題がある。

また、ファイナンス理論に基づいて使用可能期間を見積もった結果、新品の資産の耐用年数よりも長くなる可能性があるという問題もあることから、中古資産の耐用年数の見積りに係る簡便法利用を制限する方策は、妥当なものではないと考えられる。

(3) 制度改正の検討

制度改正案の参考とするために、主要国における関係する税制を概観した上で、減価償却制度、損益通算制度及び長期譲渡所得課税制度の改正について検討する。

イ 主要国の関係する税制

主要国における税制は、それぞれ所得区分に違いはあるものの、いずれの国も原則的に（長期）譲渡所得に対する課税が、不動産賃貸や事業活動から生じる所得に対する課税よりも優遇されている。そのため、何らかの対策を講じない限り、本スキームと同様のスキームを利用した節税が問題となる。

この問題に対して、米国は、減価償却資産の処分により利得が実現された場合には、その実現利得のうち過去の減価償却による控除額を通常所得として扱うこと（減価償却の取戻し）により、対処しており、英国

及びフランスにおいても、同様の制度が導入されている。

さらに、米国においては、減価償却の取戻しに加えて、**Passive Activity Loss Limitation Rule** 等の損失の発生原因による損益通算制限規定を設けており、損益通算の制限によっても、本スキームと同様のスキームに対処することが可能であると考えられる。

また、英国及びフランスは、不動産所得について、他の所得との損益通算を制限しており、この制度によっても、本スキームと同様のスキームのうち、不動産所得を利用したものに対処することが可能であると考えられる。

ドイツにおいては、課税繰延スキームから生じる損失について、後に同じ源泉から生じる所得との通算しか認めないこととされており、これによっても、本スキームと同様のスキームに対処することが可能となると考えられる。

ロ 減価償却制度の改正について

(イ) 減価償却費の必要経費算入限度額の設定

直接的な方策として、賃貸資産に係る減価償却費の必要経費算入額を当該賃貸資産から得られる収入金額の範囲内に限定することが考えられる。しかし、所得税法における減価償却は、強制償却であることから、減価償却費の必要経費算入に限度額を設けることによって、必要経費算入限度超過額（以下、「限度超過額」という。）が生じることとなり、その繰越しを無制限に認めない限り、限度超過額の消滅により、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶ可能性があるという問題がある。

また、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対して、当該賃貸活動により生じた損失を他の所得と通算できなくなるという大きな不利益が及ぶこととなる。

加えて、納税者に対して、限度超過額の管理という新たな負担を強いることとなるという問題があることから、妥当な方策ではないと考

えられる。

(ロ) 賃貸資産の耐用年数の見直し

2 (2) ロで検討したとおり、賃貸資産の耐用年数をファイナンス理論における資産の時価算定式から算定することは、可能であると考えられ、その場合の現実的な方法としては、賃貸資産の取得価額を賃貸開始年分の収入金額で除した値を使用可能年数 (=耐用年数) とすることが考えられる。

この方策の問題点としては、耐用年数を短くするために、賃貸開始年分だけ賃料を高く設定して、翌年から賃料を下げるという契約とする抜け道が考えられるという点が挙げられる。このような問題に対処するには、制度が複雑化してしまうことから、妥当な方策ではないと考えられる。

ハ 損益通算制度の改正について

(イ) 損失の発生原因による損益通算の制限

A 資産の賃貸から生じた損失についての制限

本スキームは、いずれも資産の賃貸による所得に計算上の損失を生じさせ、当該損失との損益通算を通じて高額な給与所得等を減少させるものであることから、米国の制度を参考として、資産の賃貸から生じた損失について、損益通算を制限することにより、対処可能であると考えられる。

B メリットとデメリット

メリットとしては、規制の対象が明確である点が挙げられる。

デメリットとしては、本スキームと無関係に資産の賃貸を行っている者の当該賃貸から生じた損失についても、損益通算が認められなくなるという点が挙げられる。

C デメリットへの対処策

米国において採用されている一定額までの損失について通算を認めた上で、当該一定額を超える損失の繰越しを認める制度を参考と

して、デメリットに対処することが可能である。

なお、考慮すべき問題として、損益通算を制限された損失の取扱いが挙げられる。取扱いとしては、①損益通算を制限された損失を翌年以降に繰り越すことを認める、②損益通算を制限された損失をなかったものとみなすという 2 つの方法が考えられるが、いずれの方法についても繰り越した損失の消滅の問題が生じることとなる。しかし、この問題は、米国と同様に各年において一定額までの損失について通算を認め、繰り越した損失について翌年以降の年分において、一定額まで他の所得との通算を認めることとすれば、解決可能であると考えられる。

(ii) 所得の種類による損益通算の制限

A 不動産所得に生じた損失についての制限

本スキームは、いずれも不動産所得に計算上の損失を生じさせ、当該損失との損益通算を通じて高額な給与所得等を減少させるものであることから、英国及びフランスと同様に、不動産所得に生じた損失について、損益通算を制限することにより、対処可能であると考えられる。

B メリットとデメリット

メリットとしては、規制の対象が明確である点が挙げられる。

デメリットとしては、①本スキームと無関係に賃貸用不動産に投資を行っている者の当該賃貸から生じた損失についても、損益通算が認められなくなる点、②本スキームに利用されているということ以外に、不動産所得を規制の対象とする根拠がない点、③不動産以外の減価償却資産を賃貸して事業所得に損失を生じさせる場合に対処できない点が挙げられる。

C デメリットへの対処策

デメリットの 1 点目及び 2 点目は、①一定額の損失について損益通算を認める又は②業務的規模の不動産所得から生じた損失のみ規

制の対象とするという対処策を採用することにより、それぞれ解消可能であると考えられる。しかし、デメリットの 3 点目については、所得の種類による損益通算の制限では、対処が困難であるため、不動産所得を生じさせる減価償却資産を利用した節税スキームを規制する政策的必要性和比較衡量する必要があると考えられる。

(ハ) 小括

損失の発生原因による損益通算の制限及び所得の種類による損益通算の制限は、いずれも損益通算を制限することにより、本スキームに対処するものであることから、我が国の所得税法が採用している包括的所得概念からの乖離が問題となる。そのため、損益通算を認めないとする方策を採用するには、この問題による不利益を上回るだけの政策的必要性が不可欠であるといえる。

二 長期譲渡所得課税制度の改正について

本スキームは、高額所得者に有利に働く長期譲渡所得課税制度の平準化措置を利用するものであることから、まず平準化措置の見直しについて検討する。

次に、本スキームが、減価償却を介して所得区分を転換させる効果を利用するものであることから、そのような転換効果を生じさせないように、譲渡益の所得区分を見直すことについて検討する。

(イ) 平準化措置の見直し

現行法令における平準化措置の問題点は、①平準化の趣旨を超えて税負担が軽減される、②高額所得者ほど平準化措置によって得られる利益が大きくなるという点であることから、平準化の趣旨に合致し、適用税率に応じた利益が得られる制度への改正を検討する。

平準化の方法としては、①五分五乗方式、②金子宏名誉教授が提唱されたK方式、③通増定率課税除外方式が考えられるが、計算の簡便さと平準化の効果とがトレードオフの関係にあることや、通増定率課税除外方式については、課税対象算入割合をどのように通減させるか

について客観的な基準がないといったことから、いずれの方法を採用したとしても、批判が想定されるという問題がある。また、高額所得者については、制度改正の前後で税負担が大きく異なることとなるため、資産の譲渡の時期に対して中立的でないという問題もある。

(n) 所得区分の見直し

本スキームの問題点の一つは、不動産所得の必要経費として計上された減価償却費が源泉と評価できる譲渡益についても、平準化措置が適用される長期譲渡所得として課税されることであるから、米国、英国及びフランスのように事業用資産の譲渡による所得のうち、減価償却の過大部分と考えられる金額を不動産所得等とするという方策が考えられる。

A 事業所得又は不動産所得への区分変更

2 (2) イで検討したとおり、譲渡所得課税の趣旨から、譲渡益のうち、減価償却の過大部分については、譲渡所得に該当しないとすることは妥当な方策であると考えられる。

なお、2 (2) イの検討で問題となった点は、①法令解釈による対処が法的安定性に欠けるという点、及び②譲渡所得に該当しない金額が雑所得となるという点であったことから、減価償却資産の譲渡による所得を譲渡所得の範囲から除く旨規定するとともに、譲渡所得に該当しないこととなる金額を不動産所得又は事業所得とする旨規定することにより、解決可能であると考えられる。

以上のことから、減価償却資産の譲渡益は、①原則的に譲渡所得に該当せず不動産所得又は事業所得に該当し、②例外的に値上り部分の金額のみ譲渡所得に該当する旨の規定を導入することにより、本スキームの問題を解決することが可能であると考えられる。

B 想定される問題の検討

(A) 所得区分の変更により平準化措置の適用がなくなる点

所得区分の見直しは、譲渡所得課税の趣旨からすると、譲渡所

得に該当しないと考えられる所得を、当該所得の起因となった所得区分に変更するもの、すなわち所得区分の意義に沿ったものに変更するものであることから、所得区分が従来の譲渡所得から変更されることにより、長期譲渡所得課税における平準化措置の対象から外れる影響を考慮する必要はないと考えられる。

(B) 束ね効果

減価償却費として複数年の必要経費に計上していたものが、譲渡した年の所得としてまとめて課税されることになるため、最高税率が適用される者以外の者にとっては、税負担が重くなる可能性があるという問題が考えられるが、過年分の申告について、修正申告（減価償却費の金額を減額する）を行うことを選択できるようにすることにより、対処可能であると考えられる。

(C) 事業税との関係

事業用資産の譲渡損は、事業税の課税標準から控除される（地方税法 72 条の 49 の 12 第 9 項）。

この規定は、事業用資産の譲渡損は、減価償却の不足に起因する面もあるという考え方によるものであることから、事業用減価償却資産の譲渡損失を不動産所得又は事業所得とする所得区分の見直しと整合的なものであると考えられる。

なお、所得税法において減価償却資産の譲渡による所得（損失も含む）を不動産所得又は事業所得とする規定を導入した場合の対処として、地方税法 72 条の 49 の 12 第 9 項を、廃止する必要があるといえる。

C 制度改正の方法

制度改正の方法としては、①減価償却資産を準棚卸資産に含める方法（所得税法施行令 81 条の改正）と②減価償却資産を譲渡所得から除く方法（所得税法 33 条 2 項の改正）が考えられる。

①の方法には、準棚卸資産に含めることとされた減価償却資産の

譲渡による所得が、雑所得となる可能性があるという問題点がある。

②の方法による場合、譲渡所得から除かれた不動産所得及び事業所得の基因となる減価償却資産の譲渡による所得を不動産所得又は事業所得に含めることとする規定も必要になると考えられる。

3 結論

本スキームに対処する方策として妥当なものは、損益通算の制限と所得区分の見直しであるといえる。いずれの方策がより妥当であるかについては、現行制度の趣旨に整合的であるか否かによって判断することが適当であると考えられる。

この観点から見ると、損益通算の制限は、所得税法が採用している包括的所得概念と矛盾するものである一方、所得区分の見直しは、上記 2 (1) イで検討した制度の問題点のうち、譲渡所得課税制度に関する問題の一部を解決することにより、本スキームに対処する方策であること及び、事業税における減価償却資産の譲渡により生じた損失の取扱いと整合的であること等から、所得区分の見直しによる対処がより妥当なものであるといえる。

目 次

はじめに.....	222
第 1 章 減価償却資産を利用した個人向け節税スキーム.....	224
第 1 節 関係する税制の概要.....	224
1 所得区分と税率.....	224
2 損益通算.....	227
3 減価償却.....	228
4 小括.....	238
第 2 節 関係する税制の問題点.....	239
1 減価償却の特質と譲渡所得の計算方法（適用税率の転換）.....	239
2 損益通算制度における計算上の損失の取扱い.....	240
3 譲渡所得課税の趣旨と譲渡所得の計算方法の不整合.....	240
4 平準化措置の必要性和適用範囲の不整合.....	241
第 3 節 減価償却資産を利用した個人向け節税スキーム.....	242
1 オペレーティング・リース事業.....	242
2 国外所在中古建物.....	245
3 小括.....	247
第 2 章 減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの問題点.....	248
第 1 節 収入金額を大幅に超える多額の減価償却費の計上.....	248
1 減価償却費が収入金額を大幅に超える原因.....	248
2 問題点.....	250
第 2 節 損益通算を通じた高税率が適用される所得の減少.....	251
第 3 節 減価償却資産の譲渡時における平準化措置の適用.....	252
第 4 節 スキーム全体としての問題点及び対処策の方向性.....	253
第 3 章 法令解釈による対処可能性の検討.....	255
第 1 節 譲渡益の分割による対処.....	255
1 二重利得法の適否.....	256

2	減価償却の過大部分の所得区分	258
3	小括	261
第 2 節	中古資産の耐用年数の見積りに係る簡便法利用の制限	262
第 4 章	制度改正の検討	263
第 1 節	主要国における関係する税制の概要	263
1	米国	263
2	英国	268
3	ドイツ	270
4	フランス	272
5	小括	273
第 2 節	減価償却制度の改正について	274
1	減価償却費の必要経費算入限度額の設定	275
2	賃貸資産の耐用年数の見直し	276
第 3 節	損益通算制度の改正について	277
1	損失の発生原因による損益通算の制限	277
2	所得の種類による損益通算の制限	278
3	損益通算を制限することにより生じ得る問題について	280
第 4 節	長期譲渡所得課税制度の改正について	280
1	平準化措置の見直し	280
2	所得区分の見直し	283
第 5 節	各案の比較	288
1	各案の比較	288
2	小括	289
おわりに	290

はじめに

これまでに、航空機及び海外中古不動産等、経済的耐用年数（使用可能年数）と税務上の耐用年数との間に乖離がある減価償却資産を利用した個人向け節税スキームが、所得税において度々問題となってきた。

これらのスキームに共通しているのは、①減価償却資産を取得した後、短期間で減価償却することにより、不動産所得に多額の「計算上の損失」を生じさせ、高額な給与所得等（最高税率 55%）との損益通算を行うこと、②当該減価償却資産を 5 年以上使用した後に譲渡することにより、譲渡益が長期譲渡所得（分離課税の場合：税率 20%、総合課税の場合：2 分の 1 課税）となること、によって税負担が軽減されるという手法である。

この手法の税制上の問題点は、①経済的耐用年数（使用可能年数）と税務上の耐用年数との間に乖離がある減価償却資産を利用することにより、多額の計算上の損失を計上することが可能であること、②不動産所得の損失は、原則、無制限に他の所得と損益通算が可能であること、③減価償却資産の譲渡による所得は、実態と乖離した減価償却費が源泉と評価できる金額も含めて、平準化措置が適用される長期譲渡所得として課税されること、を組み合わせることによって、スキーム全体を通じて、最高税率 55%の所得を長期譲渡所得（分離課税の場合：税率 20%、総合課税の場合：2 分の 1 課税）に転換できることを利用して、「租税法規が予定していない」税負担の減少を生じさせることが可能となることにある。

また、税務上の耐用年数が 5 年を超える減価償却資産について、耐用年数の全てを経過した減価償却資産を取得し、簡便法による耐用年数を適用することによって、当該減価償却資産の譲渡までの間に、取得価額の全額を減価償却費として計上することが可能となるという問題もある。

このような手法に対しては、問題が顕在化した資産又は契約形態から生じる損失について、損益通算を制限することにより、個別的对処してきたため、一つのスキームに対処して制度改正を行っても、また類似のスキームが開発さ

れるという状況となっている。

そこで、本研究では、減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの問題点について検討し、根本的な解決を図る方策を考案することを目的とする。

第 1 章 減価償却資産を利用した個人向け 節税スキーム

経済的耐用年数（使用可能年数）と税務上の耐用年数との間に差異がある減価償却資産を利用した個人向け節税スキームにつき、その内容を概観する。

第 1 節 関係する税制の概要

1 所得区分と税率

所得税法は、所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算（所得税法 21 条 1 項 1 号）し、その各区分の所得金額を基礎として、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する（所得税法 21 条 1 項 2 号）と定めている。

このように、所得をその源泉ないし性質によって分類しているのは、「所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるため⁽¹⁾」とされている。

(1) 不動産所得

不動産所得とは、不動産等の貸付けによる所得をいい、その金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とされている（所得税法 26 条）。

必要経費とは、総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用で

(1) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』221 頁（弘文堂、2021）。

その年において債務の確定しないものを除く。)であり(所得税法 37 条)、
「人件費・公租公課・旅費・修繕費・賃借料・借入金利子・売上原価・減
価償却費・引当金・準備金等、種々の費目が含まれる⁽²⁾」とされており、減
価償却費も必要経費に含まれている。

なお、減価償却費は、債務の確定を必要とすることなく必要経費として
認められる(所得税法 37 条)という特徴がある。

(2) 譲渡所得

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得⁽³⁾をいい、その金額は、総収入金
額から当該所得の起因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した
費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額
(50 万円)を控除した金額とされる(所得税法 33 条)。

ここで、資産の取得費は、その資産の取得に要した金額並びに設備費及
び改良費の額の合計額であるが、譲渡所得の起因となる資産が家屋その他
の使用または期間の経過により減価する資産であり、不動産所得、事業所
得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されていた場合には、各
年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の
金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累計額⁽⁴⁾を控
除した金額となる(所得税法 38 条)。

なお、譲渡所得のうち、所有期間が 5 年を超えるもの(長期譲渡所得)
については、その 2 分の 1 に相当する金額が総所得金額に算入される(所
得税法 22 条)。これは、平準化措置と呼ばれるもので、長期間にわたって
徐々に累積してきたキャピタル・ゲインが資産の譲渡によって一挙に実現
するものであるため、高い累進税率の適用を緩和する必要があるとの考慮

(2) 金子・前掲注(1)324 頁。

(3) たな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)の譲渡その他営
利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得及び山林の伐採又は譲渡
による所得を除く。

(4) 非事業用資産の場合は、減価償却費を計算する際に使用する耐用年数を 1.5 倍した
年数で旧定額法を適用したものとして計算した金額に非事業用資産であった期間の
年数を乗じた金額を控除する(所得税法施行令 85 条)。

から採用されているものであり⁽⁵⁾、後述(4)の分離長期譲渡所得についても税率を軽減する方法で採用されている。

(3) 不動産所得と譲渡所得の関係

(1) 及び(2)から分かるとおり、減価償却資産を利用して不動産所得等を得ている間は、必要経費に含まれる減価償却費を生じ、不動産所得等の金額を減少させる効果を持つ一方、当該減価償却資産を譲渡した際には、その譲渡所得の総収入金額から控除すべき当該資産の取得価額から既に必要経費に算入された減価償却費の累計額を控除するため、減価償却費として不動産所得等の金額が減少した分、将来の譲渡所得の金額が増加することになる。つまり、減価償却を介して、不動産所得等を譲渡所得に転換させる効果を持つということが出来る⁽⁶⁾。

(4) 土地等又は建物等の譲渡の場合の課税の特例

土地等又は建物等の譲渡による所得については、租税特別措置法 31 条及び 32 条、並びに、地方税法制定附則 34 条及び 35 条により、他の所得と区分し(分離課税)、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額に対して、その年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものであれば(長期譲渡)、所得税率 15% 及び住民税 5% の合計 20%、同所有期間が 5 年以下の場合(短期譲渡)は、所得税率 30% 及び住民税 9% の合計 39% による課税が行われる。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなされる。

(5) 適用税率の転換

(3) で述べたとおり、減価償却には、所得区分の転換の効果が存在す

(5) 金子・前掲注(1)264 頁。

(6) 上田正勝「中古不動産の貸付けを行う個人に対する課税関係」税大論叢 96 号 124 頁(2019, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/96/02/index.htm>)。

る。さらに、(2) で述べたとおり、長期譲渡所得は、その所得金額の 2 分の 1 のみが課税の対象となることから、適用税率が実質的に半分となる。また、(4) で述べたとおり、建物等の長期譲渡所得に適用される税率は、20% である。これらの所得に適用される税率は、不動産所得に適用される税率とは異なることから、賃貸資産に適用される減価償却制度が実態と乖離することがあれば、所得区分が転換されることにより、税率も転換されてしまうこととなる。

2 損益通算

「各種所得の金額を計算する場合に、ある種の所得についてマイナスが出ることがある。その場合には、総合所得税の建前から、他の所得のプラスとの相殺を認める必要がある。(7)」とされている。

そこで、所得税法は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する、と定めており（所得税法 69 条）、これを損益通算と呼ぶ。

この規定により、不動産所得において損失が発生した場合は、一部の例外⁽⁸⁾を除いて、貸付けの規模にかかわらず、他の所得区分の所得と損益通算する

-
- (7) 金子・前掲注(1)206 頁。水野忠恒『大系租税法〔第 3 版〕』330 頁（中央経済社、2021）も同旨。
- (8) 国税庁 タックスアンサー（よくある税の質問）所得税「No.1391 不動産所得が赤字のときの他の所得との通算」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1391.htm>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）において、①別荘等のように主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産の貸付けに係る損失、②不動産所得の損失の金額のうち、必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額、③不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の特定組合員または信託の受益者である個人が、組合事業または信託から生じた損失、及び④国外中古建物の不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合、そのうち、耐用年数を「簡便法」により計算した国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額については、損益通算の対象とならない旨説明されている。

ことができることとなる。

3 減価償却

本稿は、所得税における減価償却及び減価償却費の取扱いの変更を検討するものであるが、「減価償却制度は、『相当の償却』という商事法の要請に基づいて構築されたため、商事法や企業会計の影響を受けやすく、資産概念や費用化に関する租税法としての理論が発達しにくい領域となっている⁽⁹⁾」ことから、まず商法及び企業会計における減価償却の意義及び目的等について考察した後に、租税法における減価償却について考察することとする。

(1) 商法及び企業会計における減価償却

イ 商法

(イ) 減価償却の意義

商法会計における減価償却は、「減損額をもって減価償却をとらえ、取得原価より減損額を控除して算出せられた『現在価値としての固定資産価額』を表示する⁽¹⁰⁾」ものである。

(ロ) 減価償却の目的

商法会計上の減価償却は、『『評価』を前提とし、報告的・債権者保護的な企業の維持と保全を目的としている（下線筆者）⁽¹¹⁾』。これは、債権者・株主保護という商法の目的と合致するものである。

(ハ) 減価償却の特質

商法会計における減価償却の本質的特徴として、即物的な評価的立場を採っていることが挙げられる⁽¹²⁾。これは、「フィジカルな『ものそのもの』に即した減価額の測定が行われる⁽¹³⁾」ことを意味する。すな

(9) 岡村忠生「減価償却制度の問題点とあり方—わが国における改正の経緯と理由—」税研 31 巻 3 号 36 頁（2015）。

(10) 増谷裕久『減価償却会計』333 頁（中央経済社、1965）。

(11) 増谷・前掲注(10)334 頁。

(12) 増谷・前掲注(10)331 頁。

(13) 増谷・前掲注(10)333 頁。

わち、「期首の固定資産価額と期末の固定資産価額との評価的観点からの比較によって⁽¹⁴⁾」減価償却額が把握されるのである。

ロ 企業会計

(イ) 減価償却の意義

「減価償却は、企業会計上、有形固定資産および無形固定資産について、各事業年度への費用配分を行うための処理であ⁽¹⁵⁾」り、「商事法の規定する『一般に公正妥当と認められる会計の慣行』の一内容である『相当の償却』とされる限りで、法的に強制されたものである⁽¹⁶⁾」。

(ロ) 減価償却の目的

企業会計原則及びその注解には、減価償却の目的について書かれていないが、企業会計原則の立場から減価償却の目的などが記されている資料として、昭和 35 年 6 月大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三「有形固定資産の減価償却について」（以下、「減価償却意見書」という。）がある。

減価償却意見書において、「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行なうことによつて、毎期の損益計算を正確ならしめることであ⁽¹⁷⁾」り、この目的を達成するために「減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない⁽¹⁸⁾」とされている。また、「利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、右に述べた正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである⁽¹⁹⁾」とされている。

学説においては、減価償却の目的として、「①費用配分目的（期間損

(14) 増谷・前掲注(10)333 頁。

(15) 岡村・前掲注(9)32 頁。企業会計原則第三「貸借対照表原則」五の規定を根拠としている。

(16) 岡村・前掲注(9)32 頁。

(17) 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」産業経理 20 卷 7 号 66 頁（1960）。

(18) 大蔵省企業会計審議会・前掲注(17)66 頁。

(19) 大蔵省企業会計審議会・前掲注(17)66 頁。

益計算目的)、②貸借対照表価額決定目的および③投下資本回収目的の 3 つをあげることができる⁽²⁰⁾」とされている。

A 費用配分目的

「減価償却における費用配分目的とは、減価償却の目的は、毎期の損益計算を正確ならしめるために、固定資産の取得原価を各会計期間の費用として正しく配分することにあるとするものである。⁽²¹⁾」

B 貸借対照表価額決定目的

「減価償却における貸借対照表価額決定目的とは、減価償却の目的は、固定資産の期末評価額を、当該資産の取得原価から減価償却累計額を控除した額（つまり未償却残高）として算定することにあるとするものである。⁽²²⁾」

C 投下資本回収目的

「減価償却における投下資本回収目的とは、減価償却の目的は、固定資産に投下された資本（貨幣）を減価償却を通じて回収することにあるとするものである。⁽²³⁾」

減価償却を通じて回収するとは、「固定資産は減価償却を通じて、償却額だけ帳簿価額が減少し、その部分は減価償却費として収益に課されるが、そのような減価償却費の計上時点においては、なんらの貨幣支出も伴わない⁽²⁴⁾」ため、「製品の販売等によって収益が実現した場合に生ずる流動資産の増加分のうち、減価償却額に相当する額は、なんらかの形態で（通常、現金その他の流動資産として）企業内部に留保されること⁽²⁵⁾」である。

いずれの目的が減価償却の主目的であるかについて、減価償却意見

(20) 加古宜士『財務会計概論〔第9版〕』64頁（中央経済社、2010）。

(21) 加古・前掲注(20)64頁。

(22) 加古・前掲注(20)65頁。

(23) 加古・前掲注(20)66頁。

(24) 加古・前掲注(20)66頁。

(25) 加古・前掲注(20)66頁。

書の起草者である諸井勝之助名誉教授は、「期間損益計算をもつて企業会計の中心と考える企業会計原則の立場からするとき、減価償却の目的を右（筆者注：期間損益計算目的）のように規定することは当然といえよう（下線筆者）⁽²⁶⁾」とした上で、「資産評価目的は、期間損益計算目的に従属するものであつて、前者は後者と同等の価値を主張することはできない。減価償却の目的としては、なお設備更新資金の調達というようなことがしばしばあげられるが、これは減価償却の目的というよりは効果であつて企業会計原則に立脚するかぎり、このような目的を減価償却目的と考えることは妥当ではないように思われる⁽²⁷⁾」と述べられている。

同様の見解として、加古宜士名誉教授の見解が挙げられる。すなわち、減価償却の主目的は、費用配分目的（期間損益計算目的）であつて、貸借対照表価額決定目的及び投下資本回収目的は、減価償却の機能を通じて当然に達成される副次的目的として位置付けられるべきであると述べられており、その根拠として企業会計原則における費用配分の原則に基づく必要性を挙げられている⁽²⁸⁾。

一方、太田哲三名誉教授は、減価償却は、「財政的な操作であり、投下資本の回収に関する計量である⁽²⁹⁾」と述べられており、減価償却の目的は、投下資本の回収にあるとされている。その根拠について、「本来企業会計は財務計算として、投下資本の循環過程を明らかにするものである。それはいわゆる労働工程をその一面に持つ経営を財政的観点から見て、そこに行われる資金の収支循環の過程を表わさんとするものである。かく考えることによつて、減価償却も他の経営に関する

(26) 諸井勝之助「減価償却意見書の主要内容と問題点」企業会計 12 巻 9 号 132 頁 (1960)。

(27) 諸井・前掲注(26)132 頁。

(28) 加古・前掲注(20)64 頁。同様の見解として、沼田嘉穂名誉教授の「減価償却計算の最大の目的が期間損益計算に置かれていることは明らかである」（沼田嘉穂『固定資産会計〔新版〕』99 頁（ダイヤモンド社、1972））という見解が挙げられる。

(29) 太田哲三『固定資産會計』274 頁（國元書房、1951）。

問題と同じく、一つの財務計量であり、長年に亘る計量であることにその特色をもつものであるということが出来る（下線筆者）⁽³⁰⁾と述べられている。すなわち、企業会計の目的は、投下資本の循環過程を明らかにすることであるという観点から、減価償却の目的は、投下資本の回収である旨述べられているのである⁽³¹⁾。

以上のことから、①費用配分目的（期間損益計算目的）、②貸借対照表価額決定目的及び③投下資本回収目的のいずれの目的が減価償却の主目的になるかは、企業会計（会計学）の目的が何にあるとすることによって異なると考えられる。

なお、近年、企業の経済活動のグローバル化に伴い、国際的に会計基準のコンバージェンスが加速化しているが、各国の会計制度を支えている会計基準のコンバージェンスは、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）が公表する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards :

(30) 太田・前掲注(29)274 頁。

(31) 太田哲三名教授は、著書「固定資産會計」の「固定資産評価」の項目において、「会計学の本来の目的は年度損益を適正に決定する理論の研究にある」（太田・前掲注(29)161 頁）という観点から、「減価償却はこのように費用配分の理念に基くものであるから、その第一の要件はこれを各年度に公平に公正に配分することである。即ち毎年度の損益計算を正確ならしめることがその第一目的となる。（中略）減価償却の財政上の効果は固定資産に投下した資本を回収することである」と述べられている（太田・前掲注(29)173 頁）。すなわち、会計学の本来の目的は、年度損益を適正に決定することにあるという観点から、期間損益計算目的が減価償却の主目的であるとされている。

しかし、最終的には、「耐用年数の決定は償却計算の根拠であり、それが合理的でない限り、減価償却そのものも合理的であるとはいえない。然るに現実には不幸にもこれは決して理論的ではないのである。（中略）合理的にこれを決定すべくあまりに Unknown Factor（未知の要素）が多きに過ぎるのである。未知というよりも、全く将来において発生する事情によって左右される要因が多い」ため、「減価償却は単なる理論としては成立するものであつても、それは事実においては成立しないものであると断定しなければならないのである。（中略）減価償却については終に或る意味で否定論に到達せざるを得なくなつてしまつた。」と述べられており（太田・前掲注(29)229-230 頁）、減価償却の理論に基づいて算定された減価額が実際の減価額と一致しないことから、期間損益計算を目的とする減価償却を否定し、投下資本回収を目的とする減価償却（財政償却）を支持する見解を示されている。

IFRS) への統合化という形で展開されている。IASB の概念フレームワーク⁽³²⁾では、財務報告の目的は、現在および潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者を会計情報の主たる利用者とし、彼らに対し経済的な意思決定を行う際に有用な情報を提供することとされており⁽³³⁾、資産・負債アプローチの純化と公正価値測定の拡大という方向が前提とされている⁽³⁴⁾ことから、今後、減価償却の目的が貸借対照表価額決定目的に変わる可能性があると考えられる。

(ハ) 減価償却の特質

増谷裕久名誉教授は、減価償却の特質として、耐用年数及び残存価額等の未来的要素に対する推定的予測計算である点を挙げられるとともに、「未来的要素に対する推定と予測が、減価償却的配慮に介入することは、減価償却会計そのものが、絶対的正確性を除却時点に求めざるを得ないものである」⁽³⁵⁾と述べられている。

沼田嘉穂名誉教授は、減価償却を成立させている根本理念として、減価償却計算における「推定要素の存在」を指摘されており、合理的な基礎により推定する要素として耐用年数及び残存価額を挙げられている⁽³⁶⁾。また、「減価償却は推定計算を基礎とするものであるから、現実が推定と一致しないのは当然である。実際の耐用年数が推定上の耐用年数より短かった場合、固定資産は多額の未償却高を残したまま廃棄される。その結果、割合多額の廃棄損失が計上される」⁽³⁷⁾と述べられている。

太田哲三名誉教授は、「減価償却は未知の将来を予測して行う計算で

(32) 概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである(伊藤邦雄『新・現代会計入門〔第5版〕』111頁(日経BP、2022))。

(33) 蔣飛鴻「IASBの概念フレームワークにおける会計目的と会計観の変容」會計198巻5号89頁(2020)。

(34) 斎藤静樹『会計基準の研究〔新訂版〕』118頁(中央経済社、2019)。

(35) 増谷・前掲注(10)80頁。

(36) 沼田嘉穂『固定資産会計〔新版〕』97-99頁(ダイヤモンド社、1972)。

(37) 沼田・前掲注(36)100頁。

あるから、これが実際と正確に一致することは殆ど不可能である（下線筆者）⁽³⁸⁾と述べられている。また、「予定年数以前に除却される場合も亦決して少なくはない。（中略）かかる場合には……除却損を計上しなければならない⁽³⁹⁾」と述べられている。

これらの見解は、言葉は異なるが、いずれも減価償却は、推定計算であるため、減価償却費として計上される金額と実際の減価額とが一致しないことが通常であり、その結果、処分時点において帳簿価額と実際の価値との間にズレが生じることとなり、除却損益等を認識することによりそのズレが調整されることが予定されている旨を述べているといえる。

なお、処分の方法が譲渡であれば、譲渡損益を認識することとなるといえる。

ハ 小括

以上のことから、①減価償却の目的は、会計の目的が何にあるとすることによって決まる（会計の目的と合致する）こと、②商法における減価償却は、期首の固定資産価額と期末の固定資産価額との評価的観点からの比較によって減価償却額が把握されること、及び③企業会計における減価償却は、推定計算であるため、減価償却費として計上される金額と実際の減価額とが一致しないことが通常であり、その結果、処分時点において帳簿価額と実際の価値との間にズレが生じることとなり、除却損益等を認識することによりそのズレが調整されることが予定されていることが確認されたといえる。

(2) 租税法における減価償却

イ 減価償却の意義及び目的

租税法における減価償却について、金子宏名誉教授は、「租税法は、減価償却資産の償却費の計算と償却の方法について、企業会計の考え方を

(38) 太田・前掲注(29)269頁。

(39) 太田・前掲注(29)271頁。

参考とし⁽⁴⁰⁾」ている旨述べられるとともに、以下のとおり述べられている。

「固定資産のうち、使用または時間の経過によって価値の減少するものを減価償却資産 (depreciable assets) という。(中略) それは、企業において長期間にわたって収益を生み出す源泉であるから、その取得に要した金額 (取得価額) は、将来の収益に対する費用の一括前払の性質をもっている。したがって、費用収益対応の原則からすれば、減価償却資産の取得費は、取得の年度に一括して費用に計上するのではなく、使用または時間の経過によってそれが減価するのに応じて徐々に費用化するべきである。各事業年度における減価償却資産の減価額を費用として見た場合に、これを各事業年度の減価償却費といい、また、各事業年度の減価償却資産の減価額をその帳簿価額から控除することを減価償却 (depreciation) という (下線筆者) ⁽⁴¹⁾」。

すなわち、減価償却は、使用又は時間の経過による価値の減少をその減価の状況に応じて費用化するものであり、費用配分目的に従って行われるものであるとされているのである。

これは、税務会計の目的が、課税所得の確定にあるとされている⁽⁴²⁾ことに対応していると考えられる。

また、「減価償却は、経済的には投下資本の回収 (cost recovery) およ

(40) 金子・前掲注(1)390 頁。

(41) 金子・前掲注(1)389 頁。税制調査会昭和 61 年 10 月「税制の抜本的見直しについての答申」(66 頁)においても、「減価償却の目的は、期間損益を適正に計算するために、固定資産の取得価額を使用期間に応じて費用配分することにある。」とされている。また、大阪高裁平成 26 年 10 月 30 日判決 (税資 264 号順号 12558) も、「減価償却の意義についてみると、減価償却は、長期間にわたって収益を生み出す源泉である減価償却資産の取得に要した費用の総額 (取得価額) を、費用収益対応の原則により、予定された資産の利用期間 (耐用年数) に配分する会計技術であり、減価償却の主たる目的は、減価償却資産の取得価額を資産の利用期間に配分することを通じて、各期間の利益を適切に算定することにある。」としており、同様の見解を示している。

(42) 中野勲「有形固定資産の減価償却」新井清光ほか編『体系制度会計Ⅱ資産〔第2版〕』225 頁 (中央経済社、1980)。

び減価償却資産の更新のための資金の準備の意味をもっている。(43)」と述べられていることから、投下資本の回収を減価償却の効果と位置付けられていると考えられる。

ロ 減価償却の特質

上記イに加えて、金子宏名誉教授は、「費用収益対応の原則を厳格に貫こうとすれば、減価償却費の算定にあたっては、各年度における減価償却額を実地に確認しなければならないが、しかし実際問題としてそれは困難である。そのため、減価償却額を大まかに測定するためのなんらかの合理的 (reasonable) で体系的 (systematic) な方法が考案される必要があり、企業会計においては、この点につき種々の方法が考案され、用いられてきた。(44)」と述べられており、減価償却の特質として、費用配分目的に基づいて実際の減価額を算定することの困難性及び推定計算の必要性を指摘されている。

なお、佐藤英明教授は、「今年の償却費がいくらかということは、外部との取引の事実に基礎づけられたものではなく、そもそも一定のストーリーにもとづいたフィクションにすぎないから、前提となるものごとの『決め方』によって、それをどうにでも変更できるのである。(45)」と述べられており、減価償却の特質として、推定計算であり、実際の減価額と乖離する可能性があることを指摘するとともに、「この減価償却費と取得費（筆者注：譲渡所得の計算における取得費）との関係は、減価償却資産に関わる所得の計算の合理性を保つために、非常に重要なポイントである(46)」と述べられており、実際の減価額と乖離した減価償却費が、最終的に当該減価償却資産の譲渡時に取得費から控除されることを通じて、譲渡損益に反映されることにより、全体としての課税の合理性が

(43) 金子・前掲注(1)389頁。

(44) 金子・前掲注(1)390頁。

(45) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』302頁（弘文堂、2022年）。

(46) 佐藤・前掲注(45)300頁。

担保されることが予定されていることを指摘されている。

ハ 減価償却の計算

租税法においては、「減価償却資産の償却費の計算と償却の方法について、企業会計の考え方を参考としつつ、法律関係の画一的処理を図るため、必要な定めをなしている。すなわち、所得税法（49 条）および法人税法（31 条）は、納税者が選定しうる償却方法を政令の定め委任しているが、所得税においては、納税者が選定した償却方法で計算した金額がそのまま償却費として必要経費に算入される（所税 49 条 1 項）⁽⁴⁷⁾」旨規定されている。

(イ) 減価償却の方法

有形償却資産のうち建物については定額法⁽⁴⁸⁾が、建物の附属設備については定額法及び定率法が、その他の有形償却資産については定額法又は定率法が、鉱業権及び国外リース資産を除く鉱業用減価償却資産については定額法、定率法及び生産高比例法が、鉱業権を除く無形償却資産については定額法が、鉱業権については定額法及び生産高比例法が、国外リース資産についてはリース期間定額法が、それぞれ認められている（所得税法施行令 120 条の 2）。

(ロ) 耐用年数

耐用年数とは、「減価償却資産の本来の効用の持続する年数⁽⁴⁹⁾」であるが、「客観的に測定することが困難⁽⁵⁰⁾」であるため、「行政的便宜の観点から、画一的処理を図るため、耐用年数省令…によって、耐用年数は資産の種類ごとに一律に定められ⁽⁵¹⁾」ており、これを法定耐用年数という。

(47) 金子・前掲注(1)390 頁。

(48) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、旧定額法、平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、旧定額法及び旧定率法が認められている（所得税法施行令 120 条）。

(49) 金子・前掲注(1)391 頁。

(50) 金子・前掲注(1)392 頁。

(51) 金子・前掲注(1)392 頁。

(ハ) 中古資産の耐用年数

中古資産を取得して事業の用に供した場合には、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができる（耐用年数省令 3 条 1 項 1 号）。

なお、使用可能期間の見積りが困難であるものについては、簡便法により算定した年数によることが認められている（耐用年数省令 3 条 1 項 2 号）。簡便法とは、①法定耐用年数の全部を経過した資産については、その法定耐用年数の 20 パーセントに相当する年数とし（耐用年数省令 3 条 1 項 2 号イ）、②法定耐用年数の一部を経過した資産については、その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の 20 パーセントに相当する年数を加えた年数を耐用年数とする（耐用年数省令 3 条 1 項 2 号ロ）ものである。

使用可能期間の見積りが困難であるものとは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならないこと又は耐用年数の見積りに多額の費用を要すると認められることにより使用可能期間の年数を見積もることが困難な減価償却資産をいう（耐用年数通達 1-5-4）とされており、「一般的には、簡便法の適用が認められると考え⁽⁵²⁾」られている。

4 小括

費用収益対応の原則を厳格に貫いた減価償却費を算定することは困難であるため、減価償却額を大まかに測定するためのなんらかの合理的で体系的な方法が会計理論において考案されている。しかし、これは大まかな測定であり、最終的には売却等した際に、そのズレが調整されることが予定されている。

(52) 坂元左＝廣川昭廣『耐用年数通達逐条解説〔改訂新版〕』35 頁（税務研究会出版局、2016 年）。

租税法においては、法律関係の画一的処理を図るため、耐用年数省令において資産の種類ごとの耐用年数を定めており、会計理論が要請する資産の実情に応じた耐用年数の見積り及び減価償却費の計上とは異なることとなる可能性があり、ここでも減価償却額にズレが生じる可能性がある。

さらに、中古資産に関しては、一般的に簡便法が認められることから、さらに費用収益対応の原則から乖離した減価償却が行われる可能性がある。

そして、その乖離は、第 3 節で説明するように、必要経費に算入された減価償却費、さらには、損益通算を通じて、課税されるべき所得の所得区分と適用税率を変更してしまう可能性を持っているのである。

第 2 節 関係する税制の問題点

1 減価償却の特質と譲渡所得の計算方法（適用税率の転換）

減価償却の特質は、推定計算であることであり、そのため減価償却費が実際の減価額と一致しないことが通常である。その結果、譲渡時点において帳簿価額と実際の価値との間にズレが生じることとなるが、理論上は減価償却費の累計額を取得費から控除することを通じて、譲渡による損益として認識することによりそのズレが調整されることになり、減価償却資産の取得から譲渡までの全体としての課税の合理性が担保されることが予定されているといえる⁽⁵³⁾。

したがって、減価償却費の計上が過大であった場合に、この合理性を担保するためには、使用期間中に計上された減価償却費の過大部分による税負担の減少額と、当該減価償却費の過大部分の累計額を取得費から控除することによる譲渡時における税負担の増加額が、一致していることが望ましい⁽⁵⁴⁾と

(53) 佐藤・前掲注(45)300 頁。

(54) 減価償却費の計上が過小であった場合にも、使用期間中の減価償却費の計上による税負担の減少額と、当該減価償却費の過小部分の累計額を取得費から控除することによる譲渡時における税負担の増加額が、一致していることが望ましいと考えられる。

考えられる。

しかし、長期譲渡所得に該当する場合、第 1 章第 1 節 1 (5) で述べたとおり、平準化措置により適用税率が転換され、譲渡時における税負担が減少する⁽⁵⁵⁾ことから、制度上は減価償却資産の取得から譲渡までの全体としての課税の合理性が担保できていない状況となっている。

2 損益通算制度における計算上の損失の取扱い

包括的所得概念においては、担税力を増加させるすべての経済価値が原則として所得を構成すると解されており、総合所得税の建前からマイナスの経済価値は担税力を減殺する要素として認識され、この点において各所得における黒字の金額と赤字の金額の相殺を行うとする損益通算制度が機能しているといえる⁽⁵⁶⁾。

したがって、減価償却が実際の減価額よりも過大であるために生じる損失のように、担税力を減殺しない計算上の損失を損益通算の対象とすることは、適切ではないと考えられる。

しかし、現行所得税法は、不動産所得、事業所得、山林所得及び譲渡所得から生じた損失について広く損益通算を認めていることから、計算上の損失であったとしても、個別の否認規定がない限り、損益通算の対象となるため、計算上の損失を利用した損益通算制度の濫用が可能な状況となっている。

3 譲渡所得課税の趣旨と譲渡所得の計算方法の不整合

譲渡所得の本質は、「キャピタル・ゲイン (capital gains)、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税

(55) 分離課税が適用される建物等の長期譲渡のケースで、不動産所得に適用される税率が 20% よりも小さい場合には、税負担が増加することとなる。

(56) 高倉明「損益通算制度についてータックス・シェルターへの対応を含めてー」税大論叢 52 号 228-229 頁 (2006, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/52/03/hajimeni.htm>)。

しようとするものである⁽⁵⁷⁾」とされている。

しかし、譲渡所得の計算は、総収入金額から取得費及び譲渡費用を控除することにより算定する（算定されたものを以下、「譲渡損益」といい、算定されたものが利益の場合「譲渡益」という。）こととされているため、譲渡益の中には、資産の値上り益以外のものも含まれる可能性がある。特に、上記 1 で述べたとおり、減価償却資産の譲渡においては、減価償却費の累計額が取得費から控除されることとなることから、減価償却が適切でない場合に、その過不足が譲渡損益に直接影響を与えることとなり、譲渡益と値上り益とが乖離する⁽⁵⁸⁾不整合な状況となる可能性が大きいといえる。

4 平準化措置の必要性和適用範囲の不整合

「資産の譲渡によって実現したキャピタル・ゲインに対して課税する制度の下では、その資産の所有期間が長期間にわたる場合には、未実現のキャピタル・ゲインに対して毎年課税する場合に比べて、高い累進税率が適用され、税負担が重くなるから、何らかの平準化措置（averaging device）を採用する必要がある⁽⁵⁹⁾」とされている。この平準化措置が必要となる理由からすると、毎年最高税率が適用される者に対しては、平準化措置を適用する必要がないこととなるが、現行所得税法における平準化措置は、このような者も平準化措置の利益を享受できる制度となっている。さらに、所得金額が高額で高税率が適用される者ほど享受できる平準化措置の利益が大きくなることから、垂直的公平を書いているといえる。

(57) 金子・前掲注(1)264頁。この考え方は、清算課税説と呼ばれており、最高裁は、最判昭和43年10月31日訟月14巻12号1442頁以降、現在まで一貫して清算課税説に立っているとされている（中野浩幸「判批」租税判例百選〔第7版〕82頁（2021））。

(58) 譲渡損失と値下りによる損失も乖離する可能性がある。

(59) 金子宏「キャピタルゲイン課税の改革—問題点の原理的検討—」『課税単位及び譲渡所得の研究』302頁（有斐閣、1996）〔初出1986〕。

第 3 節 減価償却資産を利用した個人向け節税スキーム

1 オペレーティング・リース事業

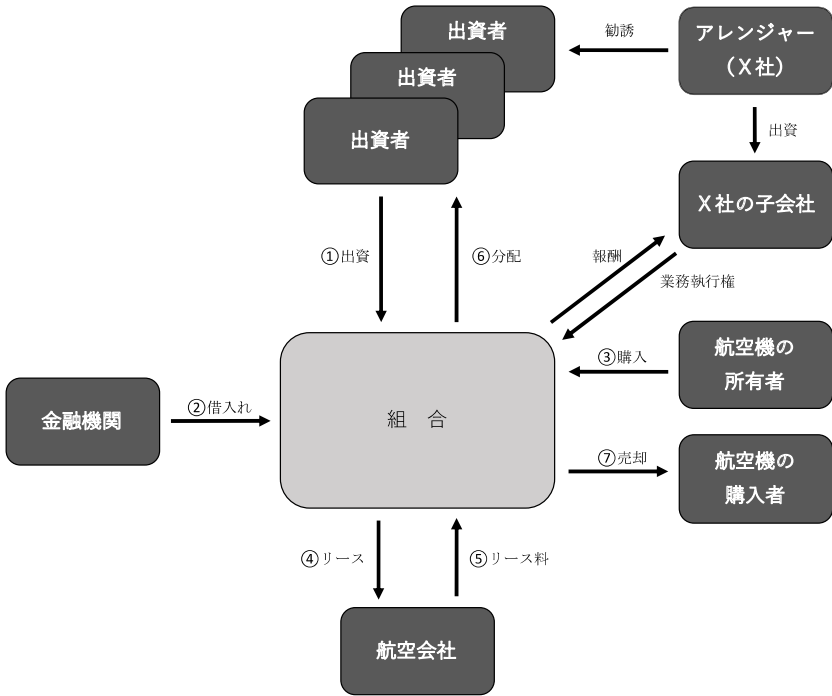
(1) 概要

オペレーティング・リース事業の取引形態は、民法上の組合（任意組合）に対して個人（以下、「出資者」という。）が出資した資金と金融機関からの借入金により、減価償却資産を購入して、事業会社にリースするというものである。リースの対象とされた減価償却資産は、航空機及び船舶である。

リース期間中は、リース事業に係る損益が出資者に分配され、リース期間終了後、任意組合が、減価償却資産を売却して組合としてのリース事業を終了する際、出資者に対して損益が分配されることとなる。

以上の取引を、航空機リースのケースについて、出資者に対する課税の観点から説明した資料として、税制調査会平成 16 年 11 月 9 日の会議資料⁽⁶⁰⁾がある。当該資料に記載されている「航空機リースを行う組合の構成員に対し課税処分を行った事例(モデルケース)」は、以下のとおりである。

(60) 国税庁課税部審理室長が税制調査会の総会において、組合を利用して執行上問題が生じたケースとして、航空機リースのスキームについて説明した資料。



【取引の説明】

- ① 全国の投資家は、5千万円から2億円を出資し、組合（民法上の組合）を設立
- ② 金融機関からノンリコースローン（非遡及型借入金：借手の返済義務が、一定の範囲内を限度とするもの）の借入れ
- ③④ 事業組合は、出資金と金融機関からの借入金により航空機を購入し、航空会社にリース
- ⑤⑥ リース期間中：リース事業に係る損失（リース料－（減価償却費＋借入利息））を分配
 - 当該損失を不動産所得とし、他の所得と通算することにより総所得を圧縮
- リース期間終了後：航空機の売却益を分配

→ 長期譲渡所得として 2 分の 1 課税

⑦ リース期間終了後、航空機を売却。アレンジャーが手数料を受受

【当局の課税処分の考え方】

① 本件組合契約は、その契約内容等から判断すると共同事業性、共同所有性という民法上の組合の成立要件を欠くことから、民法上の組合契約ではなく、利益配当契約である。

② 本件組合契約は、民法上の組合契約ではないことから、本件組合が行ったとするリース事業は各組合員に帰属するものではなく、減価償却費等の必要経費は発生せず、損失の計上は認められない。

以上のケースの元となった裁判例である名古屋地裁平成 16 年 10 月 28 日判決（判タ 1204 号 224 頁）は、国側が本件組合契約は、民法上の組合契約ではなく、利益配当契約であるとした点について、「一口に民法上の組合といっても、その実態において、構成員相互間における人的結合の色彩の強い団体から構成員から独立した社团的色彩を帯びる団体に至るまで幅広く存在し、後者の場合には、実際に組合の運営に当たっている業務執行組合員だけに人的・無限責任を負担させるのが妥当な場合もあり得るから、ある組合員はその出资额を超えて損失を負担しない旨の内部的な合意があれば、その効力を否定する理由はないし、また、特定の債権者との間で組合員の責任を限定する旨の個別的合意が成立した場合に、それによって他の債権者に対する責任が影響を受けることはないから、当該組合契約が民法上の組合契約の性格を失うものではないと解される（下線筆者）」と説示した。また、他の争点であった経済的合理性についての説示の中で、「航空機については、我が国における法定耐用年数が経済的なそれと比較してかなり短期間に定められているため、各年度の償却金額が経済的な資産価値の減少を上回ることが常態となっているが、その差額は、所有者に確定的に帰属するものではなく、最終的な処分時において譲渡所得という形で清算され得ることが明らかである…。（中略）いったんは課税の対象から外れた経済的利益も、最終的には課税の対象となるものであり、ただ、現実の

納税額の総額が減少するのは、前記の所得税法が採っている累進課税制度、長期譲渡所得の優遇措置などを適用した結果にすぎないというべきである。したがって、本件各事業が経済的合理性を欠く旨の被告らの主張は、採用できない（下線筆者）」という制度改革の必要性を示唆する見解が示されている。

(2) 対処策

上記節税スキームへの対処策として、平成 17 年度改正で、特定組合員⁽⁶¹⁾に該当する個人が、平成 18 年以後の各年において、当該組合の事業から生ずる不動産所得にかかる損失の金額を有する場合には、その損失の金額に相当する金額は、不動産所得の計算（所得税法 26 条 2 項）、損益通算（所得税法 69 条 1 項）その他の所得税関係法令の適用については、生じなかったものとみなすこととする規定（租税特別措置法 41 条の 4 の 2）が導入された。

また、上記スキームと同様の効果は、信託を利用することによっても生じさせることが可能であることから、平成 19 年度の改正で、特定受益者⁽⁶²⁾が信託から生じた不動産所得の損失を有する場合についても、同様の措置が講じられた（租税特別措置法 41 条の 4 の 2）。

2 国外所在中古建物

(1) 概要

国外所在中古建物を利用した節税スキームの取引形態は、耐用年数の全てを経過した国外所在中古建物を購入して賃貸し、1 月 1 日時点における所有期間が 5 年以上となる年に譲渡するというシンプルなものである。

(61) 組合契約を締結している組合員である個人のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外の者をいう（租税特別措置法 41 条の 4 の 2）。

(62) 信託の受益者及び信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者をいう（租税特別措置法 41 条の 4 の 2、所得税法 13 条 2 項）。

スキーム利用者に対する課税の観点から見ると、オペレーティング・リース事業同様、建物所有期間中は、減価償却費が賃貸料収入を上回ることにより、不動産所得に損失が生じ、当該損失を他の所得と通算することにより総所得が圧縮される一方、譲渡時は、分離長期譲渡所得として 20% の税率で課税されることとなる。

なお、スキームの対象資産を、①国外（主に英国及び米国）所在の建物とする理由は、住宅を建築してから滅失するまでの平均年数が、国土交通省の推計⁽⁶³⁾によると、日本は約 32 年であるのに対して、米国は約 66 年、英国は約 80 年となっており、日本よりも長期間使用されている状況となっていることから、耐用年数経過後も高額な売買が可能となっているためであり、②耐用年数の全てを経過した中古建物とする理由は、減価償却費の計算に当たって、耐用年数の見積りに係る簡便法を利用することにより、耐用年数を大幅に短縮することが可能となり、譲渡までの間に多額の減価償却費を計上することが可能となるためである。

(2) 対処策

上記節税スキームに対しては、オペレーティング・リース事業を利用したスキームへの対処の例等を踏まえ、国外不動産所得の損失について損益通算等の制限を行うことで対処することとされた。

すなわち、個人が、令和 3 年以後の各年において、国外所在中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額があるときは、そのうち、耐用年数を簡便法により計算した国外所在中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなすこととする規定（租税特別措置法 41 条の 4 の 3）が導入された。

(63) 国土交通省社会資本整備審議会第 47 回住宅地分科会資料 5 「我が国の住生活をめぐる状況等について」 37 頁（2019, <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001308853.pdf>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

3 小括

オペレーティング・リース事業を利用したスキームに対しては、対象を任意組合等を通じた不動産投資に限定して、損益通算等を制限することにより対処している。また、国外所在中古建物を利用したスキームに対しては、対象を耐用年数の見積りに簡便法を利用した国外所在中古建物に限定して、損益通算等を制限することにより対処している。

これらは、いずれも対象とする投資形態又は資産の種類を絞って、損益通算等を制限することにより対処しているが、投資形態の変更や投資対象資産の変更により、当該制限を回避することが可能と考えられる。このことは、オペレーティング・リース事業を利用した節税スキームと同様の効果を、信託を利用することによっても生じさせることが可能であるとして、平成 19 年度の改正で、特定受益者が信託から生じた不動産所得の損失を有する場合についても、同じ措置が講じられていることから明らかである。

また、近年、国外所在中古建物を利用したスキームに若干の変更を加えたスキームが考案されている⁽⁶⁴⁾ことから、減価償却資産を利用した節税スキームを根本的に封じる必要があるといえる。

なお、これらのスキームに共通しているのは、対象資産が賃貸資産であることに加えて、①収入金額を大幅に超える多額の減価償却費を計上して不動産所得に多額の計算上の損失を生じさせる、②当該損失との損益通算を通じて高額な給与所得等を減少させる、③当該減価償却資産を長期譲渡所得となる時点で譲渡することにより平準化措置の適用を受けるという 3 つの段階があることである。そこで、第 2 章において、これら 3 つの各段階の問題点について検討する。

(64) 「国外不動産節税で新手法」週刊 T&A master952 号 12 頁 (2022)。

第 2 章 減価償却資産を利用した個人向け 節税スキームの問題点

本スキームの節税効果は、①収入金額を大幅に超える多額の減価償却費を計上して不動産所得に多額の計算上の損失を生じさせる、②当該損失との損益通算を通じて高額な（高税率が適用される）給与所得等を減少させる、③当該減価償却資産を長期譲渡所得となる時点で譲渡することにより平準化措置の適用を受けるという 3 つの段階を組み合わせることにより生じるものである。

そこで、本章では上記の各段階における問題点について検討する。

第 1 節 収入金額を大幅に超える多額の減価償却費の計上

本スキームの効果を生じさせる第一段階である、収入金額を大幅に超える多額の減価償却費を計上して、不動産所得に多額の計算上の損失を生じさせることの問題点について検討を行う。

1 減価償却費が収入金額を大幅に超える原因

ここでは、賃貸資産の価額算定方法と減価償却費の計算方法について検討することにより、減価償却費が収入金額を大幅に超える原因について考察する。

まず、賃貸資産の価額算定方法について検討する。国土交通省が公表している「不動産鑑定評価基準⁽⁶⁵⁾」において、不動産鑑定評価における賃貸資産の価額は、将来の純収益の割引現在価値の総和であると考えられており、以下の式で算定される⁽⁶⁶⁾。

(65) 国土交通省「不動産鑑定評価基準 平成 26 年 5 月 1 日一部改正」。

(66) 国土交通省・前掲注(65)28 頁。ファイナンス理論における資産の価額算定式も、不動産鑑定評価における算定式の純収益を収入（キャッシュフロー）としている以外は、不動産鑑定評価における賃貸資産の価額算定式と同様の算定方法となっている。

$$P = \sum_{k=1}^n \frac{a_k}{(1+Y)^k} + \frac{P_R}{(1+Y)^n}$$

P : 求める不動産の収益価格 (鑑定評価額)

a_k : 毎期の純収益

Y : 割引率

n : 保有期間 (売却を想定しない場合には使用可能期間)

P_R : 復帰価格 (保有期間の満了時点における対象不動産の価格)

上記の式を用いて、定額法による減価償却との関係を考える場合、毎期の純収益 (a_k) が a で一定 (定額)、復帰価格が 0 円⁽⁶⁷⁾と仮定して、以下の (1) 式を導出することができる。

さらに、(1) 式が最大となるのは、 Y が 0% の時であることから、(2) 式を導出することができる。

$$P = a \times \sum_{k=1}^n \frac{1}{(1+Y)^k} \quad \dots \dots (1)$$

$$\leq a \times n \quad \dots \dots (2)$$

一方、残存価額を 0 円とした場合における定額法による減価償却費の計算式は、以下のとおりである。

$$D = \frac{P}{T}$$

D : 毎期の減価償却費

T : 耐用年数

上記の式を以下のとおり (2) 式に対応する形に変形する。

$$P = D \times T \quad \dots \dots (3)$$

(2) 式と (3) 式から、(4) 式を導出することができる。

$$D \times T \leq a \times n \quad \dots \dots (4)$$

(4) 式から、減価償却費が純収益を超える原因は、使用可能期間に比し

(67) 減価償却の計算における残存価額が 1 円であるため、厳密には、1 円とすべきであるが、影響が僅かであることから、計算の簡便さを優先し、0 円とした。

て耐用年数が短い場合であることが分かる。

また、使用可能期間と耐用年数が一致している場合、賃貸できない状態が生じない限り、減価償却費が賃貸料収入を上回することは、あり得ないといえる。

しかし、第 1 章第 1 節 3 (2) で検討したとおり、耐用年数は、推定的要素であるため、実際の使用可能期間と乖離している資産が存在し、本スキームにおいては、意図的にそのような資産が選択されているのである。また、そのような資産を中古で取得した場合に、簡便法による耐用年数と実際の使用可能期間との乖離が大きくなるのが、国外所在中古建物を利用したスキームにおいて利用されている。

2 問題点

この段階の問題点は、不動産所得に生じる多額の損失が、キャッシュフローを伴わない「計算上の損失」であることである。

「計算上の損失」が問題となる理由は、それが費用配分期間（耐用年数）の推定の誤りに起因して生じるもので、使用可能期間全体としては、利益が出るのが予定されているためである。当該問題は、賃貸資産の使用可能期間が終了するまで所有した場合は、課税繰延の問題を引き起こし、使用可能期間中に行った譲渡が長期譲渡所得に該当する場合には、課税繰延の問題に加えて、第 1 章第 2 節 1 で検討したとおり、所得区分の転換を通じた適用税率の転換の問題を引き起こすこととなる。

課税繰延の利益は、減価償却が推定計算であり、実際の減価額との間にある程度のズレが生じることが予定されていることからすると、所得税法が予定しているものと考えられる。一方、適用税率の転換の問題は、所得税法の規定に従って生じるものであるが、減価償却資産に関わる所得の計算の合理性を担保するための調整が、譲渡所得金額の計算の段階で行われるため、その後の長期譲渡所得の平準化措置の適用によってその調整が不十分となることで生じるものであることから、所得税法が予定していないものであ

るといえる。

したがって、所得税法上問題となるのは、適用税率の転換であると考えられる。本スキームは、長期譲渡所得に該当する時点において譲渡することが予定されていることから、適用税率の転換の問題が生じることとなり、所得税法上問題があるといえる。

この段階における問題に対処するためには、①賃貸資産に係る減価償却費の必要経費算入額を当該賃貸資産から得られる収入金額の範囲内に限定すること、②賃貸資産に係る耐用年数の決定方法を見直すことが考えられる。

第 2 節 損益通算を通じた高税率が適用される所得の減少

この段階における問題は、損益通算制度における計算上の損失の取扱いが不適切であること（第 1 章第 2 節 2 で検討した税制の問題点）から生じるものである。

すなわち、前節で検討したとおり、本スキームにおいて生じる損失は、計算上の損失であるといえるが、個別否認規定に該当しない限り、他の所得との損益通算が可能となっており、損益通算制度の趣旨と不整合な取扱いとなるという問題が生じる。この点が、一つ目の問題点である。

また、本スキームには、その賃貸による所得が不動産所得となる資産が利用されているが、これは、業務的規模の賃貸活動から生じた損失についても、損益通算の対象とされるからであると考えられる。この点が、二つ目の問題点⁽⁶⁸⁾である。

(68) 現在の不動産所得は、資産所得の合算のために事業等所得から区分されたものであるといえる（大島隆夫＝西野襄一『所得税法の考え方・読み方 [第 2 版]』81 頁（税務経理協会、1988））。資産所得の合算においては、事業的規模か業務的規模かに関わらず、世帯員の不動産所得を合算した上で、主たる所得者に合算する資産所得の金額を算定することとされていたため、損益通算において、業務的規模の不動産所得について生じた損失を区別することなく通算されていたと考えられるが、資産所得の合算が廃止された以降も、そのまま維持されており、業務から生じる雑所得の取扱いと整合性が取れていない状態となっている。

これらの問題に対処するためには、①計算上の損失を損益通算の対象外とすること、②不動産所得についての損益通算を制限することについて検討する必要があると考えられる。

なお、上記①について、計算上の損失を法令上で定義することは、困難であることから、本稿においては、計算上の損失を生じさせる手段である「資産の賃貸」による所得から生じる損失を損益通算の対象外とすることについて検討を行うこととする。

第 3 節 減価償却資産の譲渡時における平準化措置の適用

この段階における問題は、①譲渡所得課税の趣旨と譲渡所得の計算方法が不整合であること（第 1 章第 2 節 3 で検討した税制の問題点）及び②平準化措置の必要性和適用範囲が不整合であること（第 1 章第 2 節 4 で検討した税制の問題点）から生じるものである。

すなわち、①減価償却が適切でない場合に、その過不足が譲渡損益に直接影響を与えることとなり、譲渡益と値上り益とが乖離する不整合な状況となること、及び②所得金額が高額で高税率が適用される者ほど享受できる平準化措置の利益が大きくなることから、譲渡益と値上り益との乖離（減価償却の推定計算のズレ）の修正が不十分なものとなり、減価償却資産の取得から譲渡までの全体としての課税の合理性が損なわれるという問題を生じさせる。

この問題に対処するためには、平準化措置を、譲渡所得以外の総合課税の対象となる所得の限界税率に応じたものにする必要があると考えられる。

また、長期譲渡所得課税制度の問題点として、「減価償却資産について譲渡益が発生したのは、減価償却が過大であった（償却が速すぎた）ためであり、譲渡時に実現された利益は、過去の減価償却に対する修正と考えねばならないはずである。そうすると、譲渡益は、そこから減価償却控除が行われた事業所得等の所得類型として課税されるべきであり、そうでなければ、事業所得等の長期譲渡所得への転換を許し、しかも、その二分の一を課税の対象から永久に除

外してしまうことになる⁽⁶⁹⁾」という点も指摘されていることから、減価償却資産の譲渡益を構成する要素について検討し、減価償却の過大部分については、譲渡所得としないこととする方策についても検討を行う。

第 4 節 スキーム全体としての問題点及び対処策の方向性

本スキームは、第 1 章第 2 節で検討した関係する税制上の問題点を組み合わせて利用することにより、税負担の減少を実現するものであり、このような税負担の減少を「租税法規が予定していない」という点に問題があるといえる。

具体的には、減価償却費が実際の減価額とズレることを利用して、早期に多額の減価償却費を計上することにより、多額の計算上の損失を生じさせ、損益通算制度を利用して、当該計算上の損失と高額な給与所得等との通算を行うことにより、税額を減少させる一方、譲渡時点において平準化措置の適用を受けることにより、税額の増加を抑え、全体としての税負担を減少させるものである。

このようなスキームが節税か租税回避かという点に関しては、両者の境界付近の事例であり、明確に判断できないといえる。

すなわち、節税とは「租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為⁽⁷⁰⁾」とされているのに対し、租税回避とは「租税法規が予定していない異常ないし変則的な法形式を用いて税負担の減少を図る行為⁽⁷¹⁾」とされているところ、本スキームの元になっている私法上の取引は、通常用いられる法

(69) 岡村忠生「譲渡所得課税における取得費について(一)」法学論叢 135 巻 1 号 10 頁 (1994)。なお、金子宏名誉教授も「事業用償却資産の減価償却費は、事業上の必要経費として控除され、事業所得の金額を減少させる要因として働くから、この譲渡による所得または損失は、事業所得または事業損失として取り扱うのが首尾一貫しているのではないかと思われる。(中略) 事業用償却資産の譲渡から譲渡益が生ずるのは今までの減価償却が過大であったためであると考えられる」と述べられている(金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『課税単位及び譲渡所得の研究』99 頁(有斐閣、1996)〔初出 1975〕)。

(70) 金子・前掲注(1)135 頁。

(71) 金子・前掲注(1)135 頁。

形式によって行われている賃貸資産への投資であり、税負担の減少は、制度上の問題点を組み合わせることによって生じるものであるため、「異常ないし変則的な法形式」とはいえないが、「租税法規が予定しているところに従って」税負担を減少させているわけでもない。本スキームは、「節税と租税回避の境界は、必ずしも明確でなく、結局は社会通念によって決めざるをえない⁽⁷²⁾」といわれるその境界付近の事例であるといえる。

なお、本スキームは、制度上の問題点を組み合わせることにより、税負担を減少させていることから、本スキームへの対処策は、制度上の問題を解決することにより対処するものであることが望ましいといえる。

(72) 金子・前掲注(1)135頁。

第 3 章 法令解釈による対処可能性の検討

前章において指摘した問題点について、現行法令の解釈によって対処することができないか検討する。

なお、損益通算の段階については、法令解釈による対処の余地がないことから、ここでは、減価償却費の計上の段階及び減価償却資産の譲渡の段階における課税について、法令解釈による対処可能性を検討する。

第 1 節 譲渡益の分割による対処

資産の譲渡益を構成する要素として、①インフレーションによる貨幣価値の名目的増加部分、②物財価値の増加部分、及び、③過年度の過大償却部分が考えられる⁽⁷³⁾が、減価償却資産の譲渡益は、①減価償却資産とは、「使用または時間の経過によって価値の減少するもの」とされていること、②直近 25 年間の消費者物価指数に大きな変化がない⁽⁷⁴⁾ことから、通常は、過年度の過大償却分のみによって構成されていると考えられる。

一方、第 1 章第 2 節 3 で述べたとおり、譲渡所得課税の趣旨は、判例・通説ともに、資産の値上り益を所得として課税するものであるとする清算課税説で一致している。

譲渡所得課税の趣旨からすると、減価償却資産の譲渡益は、通常、譲渡所得に該当しないはずであり、例外的に譲渡収入金額が取得価額を超える場合にその超える部分（以下、「値上り部分」という。）の金額のみ、譲渡所得に該当す

(73) 武田隆二『法人税法精説〔平成 17 年版〕』187 頁（森山書店、2005）。

(74) e-Stat（政府統計ポータルサイト）に掲載されている「2020 年基準消費者物価指数」の時系列データを 2022 年基準に換算した（2022 年の消費者物価指数を 100 に換算した）ところ、1997 年の消費者物価指数は、95.5 であった。（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200573&tstat=000001150147&cycle=0&tclass1=000001150151&tclass2=000001150152&tclass3=000001150153&tclass4=000001150154&tclass5val=0>。）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）

ると考えられる。このため、譲渡益のうち、値上り部分の金額のみ譲渡所得として取り扱い、残額を譲渡所得に該当しないものとして取り扱うことが考えられ、そのような取扱いが可能であれば、現行法令の解釈のみで対処可能と考えられる。

そこで、この方策の適否につき検討する。

検討の方法としては、まず、譲渡益の中に性質の異なる二種類の所得が含まれていると考えて、それぞれの所得をその性質に応じて課税する方法（二重利得法）が認められるか検討し、次に、減価償却の過大部分の所得区分について検討する。

1 二重利得法の適否

二重利得法を具体的に採用した通達として、所得税基本通達 33-5 が挙げられる。同通達は、固定資産である土地等に宅地造成等の加工行為を加えて譲渡した場合であっても⁽⁷⁵⁾、それが極めて長期間保有していた土地等の譲渡であるときは、その宅地造成等の加工行為に着手する時点までの資産の価値の増加益に相当する部分の所得は譲渡所得とし、その後の値上り益及び加工利益に相当する部分の所得は事業所得又は雑所得に該当するというように、区分して課税することを明らかにしたものである。

同通達及び二重利得法の適否について、裁判例及び学説を参照することとする。

(1) 裁判例

同通達の適否が争われた、松山地裁平成 3 年 4 月 18 日判決（訟月 37 巻 12 号 2205 頁）は、「土地等の譲渡がたな卸資産又はこれに準ずる資産の譲渡に該当する場合であっても、極めて長期間引き続いて販売目的以外の

(75) 固定資産である土地等について、販売を目的として宅地造成等の加工を加えた場合には、その土地等は、固定資産から棚卸資産又はこれに準ずる資産に転化したと考えられることから、棚卸資産又はこれに準ずる資産に転化した後の当該資産の譲渡による所得は、原則として、その全てが事業所得又は雑所得に該当するとされている（所得税基本通達 33-4）。

目的で所有していた土地等について、販売することを目的として宅地造成等の加工を加えた場合には、その土地等の譲渡による所得には、右加工を加える前に潜在的に生じていた資産の価値の増加益に相当するものが相当部分含まれていると考えられる。そこで、そのような場合には、右加工に着手する時点までの資産の価値の部分に相当する所得を譲渡所得とし、その他の部分を事業所得又は雑所得とするのが相当である。(下線筆者)」と判示しており、同通達の適用を肯定している。

(2) 学説

学説は、二重利得法の適用を積極的に肯定する積極説と租税法主義との関係からその適用を疑問視する消極説がある⁽⁷⁶⁾。

イ 積極説

金子宏名誉教授は、「長期譲渡所得について二分の一課税を採用して税負担を軽減している趣旨が、事業所得なり雑所得なりが所有者の活動による資産価値の増加であるのに対し、譲渡所得は、長期間にわたる外部的要因による価値の増加である、ということにあるとするならば、目的論的解釈ないし趣旨解釈としては、一定の範囲内で二重利得法の適用が認められてしかるべきであると考え⁽⁷⁷⁾」と述べられている。

しかし、同名誉教授は、「二重利得法の適用について法的安定性と予測可能性を確保するためにも、…、立法によってその適用の範囲や要件を明確に定めることが望ましいことは、いうまでもない⁽⁷⁸⁾」と述べられている。

(76) 中野浩幸「二重利得法の適用要件」商経学叢 55 巻 3 号 88 頁 (2009)。

(77) 金子宏「譲渡所得の意義と範囲—二重利得法の提案を含めて—」『課税単位及び譲渡所得の研究』241・242 頁 (有斐閣、1996) [初出 1978~1980]。

(78) 金子・前掲注(77)247 頁。また、金子宏名誉教授は、二重利得法のメリットとして、①所得の実態に合致した課税方法であること、②納税者にとって課税上酷な結果を避けうること、③裁判所にとっての事件の処理が容易になることの 3 点を挙げられているが (金子・前掲注(77)238・239 頁)、本稿で検討する譲渡益の分割は、このうちの②のメリットについては、必ずしも生じるとは限らない (逆に税負担が増加する可能性がある) ものである。

ロ 消極説

占部裕典教授は、「所得税基本通達は、区画形質の変更若しくは施設の設置又は建物の建設（区画形質の変更等）により、自動的に所得の区分が変わる（土地が『たな卸資産』『準たな卸資産』に変わる。）と解しているが、このような解釈は譲渡所得の性質から導き出すことはできても、現行法から導くことはできない⁽⁷⁹⁾」とした上で、この「立場を明言すると解される所得税基本通達三三―五は、租税法律主義違反の疑いがきわめて強いといわざるを得ない⁽⁸⁰⁾」と述べられている。

(3) 小括

二重利得法の適用は、裁判例において肯定されており、金子宏名誉教授も、二重利得法は、解釈論として認められてしかるべきであると述べられている。

しかし、二重利得法を解釈論として採用することについては、租税法律主義違反の疑いがきわめて強いと批判する見解もあることから、立法により対処することが望ましいといえる。

2 減価償却の過大部分の所得区分

前述のとおり、譲渡所得課税の趣旨から解釈すると、減価償却資産の譲渡益のうち減価償却の過大部分は、譲渡所得に該当しないと考えられる。

また、不動産所得を生ずべき業務に係る減価償却資産は、その取得価額が減価償却費として不動産所得の必要経費に計上されることから、譲渡益として認識される減価償却の過大部分については、不動産所得に該当すると考えるのがバランスが良いと考えられる。

そこで、法令解釈により所得区分の変更が可能か否か検討する。検討の方

(79) 占部裕典「土地の譲渡による所得の区分—所得税基本通達 33―4、33―5 及び二重利得法の検討—」『租税法の解釈と立法政策 I』35 頁（信山社出版、2002）〔初出 1996〕。

(80) 占部・前掲注(79)35 頁。

法としては、まず、不動産所得の範囲について確認し、減価償却の過大部分が不動産所得に含まれると解釈することが可能か検討する。次に、少額減価償却資産及び一括償却資産（以下、「少額減価償却資産等」という。）の譲渡による所得を譲渡所得から除外する取扱いの趣旨等を確認し、法令解釈により減価償却資産全体についてそのような取扱いをすることが可能か、及び、譲渡所得から除外された減価償却資産の譲渡による所得が、不動産所得に含まれない場合、いずれの所得区分に該当することとなるか検討する。

(1) 不動産所得の範囲

所得税法 26 条（不動産所得）に規定されている「貸付けによる所得」の解釈として、裁判例上は、賃借人等から受け取る対価等に限定されるとする判決（対価限定説）と、賃借人等以外の者から受け取る利益もこれに該当し得るとする判決（非限定説）があり、対価限定説は、「貸付けによる所得」との文言を重視する立場であり、非限定説は、不動産所得の計算に「収入金額」ではなく、「総収入金額」が用いられることから、貸付けの対価以外の様々な収入がここに含まれ得ると解されることを考慮する立場であるとされている⁽⁸¹⁾。

非限定説に立つ裁判例においては、「不動産所得には、不動産を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有する利益にとどまらず、不動産貸付業務の遂行による副収入や付随収入等も含まれ⁽⁸²⁾」ると判示されていることから、非限定説に立てば、不動産所得を生ずべき業務に係る減価償却資産の譲渡益のうち、減価償却の過大部分と考えられる金額が、不動産所得に含まれると解釈する余地はあるものと考えられる。

しかし、「この点(筆者注:対価限定説と非限定説のいずれによるべきか)についての最高裁の判断はまだ示されていないため、現在の裁判所の判断は統一されていないと見るほかはない⁽⁸³⁾」ことから、減価償却の過大部分

(81) 佐藤・前掲注(45)205 頁。

(82) 東京地判平成 30 年 4 月 19 日 (LEX/DB 文献番号 25449997)。

(83) 佐藤・前掲注(45)206 頁。

が不動産所得に含まれると解釈することは、困難であるといえる。

(2) 少額減価償却資産等の譲渡による所得の取扱い等

少額減価償却資産等の譲渡による所得は、準棚卸資産の譲渡による所得として譲渡所得から除かれている。

この取扱いは、取得価額の全額がすでに必要経費に算入されているのに、その譲渡収入について譲渡所得として2分の1課税等の措置を適用するのは適当でないとする考え方に基づくものとされており⁽⁸⁴⁾、減価償却の過大部分と同様の問題に対処しているものであることから、減価償却の過大部分についても、同様の取扱いをすることは、可能であると考えられる。

しかし、少額減価償却資産等の譲渡による所得が譲渡所得から除外されているのは、少額減価償却資産等が、譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産として、法令に規定されている(所得税法施行令 81 条)ためであり、法令解釈のみで減価償却資産全体についてそのように取り扱うことは、困難であると考えられる。

なお、譲渡所得から除かれた少額減価償却資産等の譲渡による所得が、いずれの所得区分に該当するかについて、昭和 40 年改正当時の国税庁による解説では、「今回の改正において、次に掲げる資産の譲渡による所得は、譲渡所得の範ちゅうから除外し、不動産所得、事業所得、山林所得または雑所得として課税することとなりました…。(中略) 減価償却資産で、使用可能期間が1年未満であるものまたは取得価額が3万円…未満であって減価償却の必要のないもの⁽⁸⁵⁾」とされていることから、不動産所得を生ずべき業務に係る少額減価償却資産等の譲渡による所得は、不動産所得に該当するものと考えられる⁽⁸⁶⁾が、金子宏名誉教授は、「準棚卸資産の譲渡から

(84) 武昌昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』2563 頁(第一法規、加除式)。

(85) 国税庁「昭和 40 年改正税法のすべて」27 頁。

(86) 福田善行氏も、「必要経費算入の修正という考え方に基づくのであれば、不動産所得とすべきであろう」と述べられている(福田善行「不動産所得の範囲について—『貸付けによる所得』の意義—」税大論叢 81 号 279-280 頁(2015, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/81/03/index.htm>))。

は雑所得が生ずると解される⁽⁸⁷⁾」と述べられている。このため、法令解釈によって不動産所得を生ずべき業務に係る少額減価償却資産等の譲渡による所得を、不動産所得に該当するものとして取り扱うことが可能であるとは言い切れない状況である。

(3) 譲渡所得から除外された減価償却資産の譲渡による所得の所得区分

仮に、法令解釈により減価償却の過大部分が譲渡所得に該当しないものとして取り扱うことができた場合、譲渡益として認識される減価償却の過大部分は、利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しないことから、雑所得に該当すると考えられる。その場合、①経費が不動産所得に計上される一方、収入が雑所得となるというアンバランスな状態になる、②所得が全額課税される一方、損失が生じた場合には、他の所得と通算されないという問題が生じる。

3 小括

法令解釈によって、譲渡益のうち、値上り部分の金額のみ譲渡所得として取り扱い、残額を譲渡所得に該当しないものとして取り扱うことは、①租税法律主義に反するおそれがあること、及び②譲渡益に該当しない部分を雑所得とすることとなり、収入と経費、利益と損失の取扱いのバランスが損なわれるという問題が生じることから、妥当な方策ではないと考えられる。

(87) 金子・前掲注(1)271頁。なお、金子・前掲注(77)223頁においても同様に、準棚卸資産について、「一般にその譲渡からは雑所得が生ずるものと解されている。」と述べられているが、ここで準棚卸資産として想定されている資産は、「不動産所得の起因となる業務において補修のために貯蔵している物品(畳表・ガラス・瓦等)や、山林所得の起因となる業務において肥培管理のために貯蔵している物品(なわ・肥料等)など」とされており、少額減価償却資産は、想定されていないことから、不動産所得の基因となる少額減価償却資産の譲渡による所得については、不動産所得と解釈する余地はあると思われる。

第 2 節 中古資産の耐用年数の見積りに係る簡便法利用の制限

耐用年数省令 3 条 1 項 2 号において、簡便法による耐用年数の見積りが規定されているところ、使用可能な年数を見積もることが困難なものに限って簡便法を利用することができるかとされているが、賃貸資産については、ファイナンス理論における資産価値の算定方法を利用することにより、その使用可能年数を算定することが可能であることから、簡便法の利用を制限することが可能であると考えられる。

ファイナンス理論においては、資産が市場において売買される際の価額は、その資産が将来生み出すキャッシュフローの現在価値の合計となるとされている。この計算を行う際に必要な要素は、①各年の収入金額(キャッシュフロー)、②それを得ることができる年数(使用可能期間)、③期待収益率であり、これらによって④適正な取引価額(時価)が定まることになる。

これを利用すれば、賃貸資産に対する投資の期待収益率と、今後期待できる賃料収入を当該資産の賃貸市況から推定できれば、使用可能年数(=耐用年数)を計算によって見積もることができることになる。

賃貸資産の期待収益率及び今後期待できる賃料収入は、投資判断を行う上で重要な要素であるといえることから、通常、賃貸資産の売り手側から提供されていると考えられる。そのため、使用可能な年数を見積もることが困難なものには該当しないといえ、簡便法の利用を制限することが可能であると考えられる。

しかし、簡便法利用の制限は、あくまで中古資産についての対処策であり、減価償却資産を利用した個人向け節税スキーム全体を封じることはできないという問題がある。

また、ファイナンス理論に基づいて使用可能期間を見積もった結果、新品の資産の耐用年数よりも長くなる可能性があるという問題もある。

以上のことから、中古資産の耐用年数の見積りに係る簡便法利用を制限する方策は、妥当なものではないと考えられる。

第 4 章 制度改正の検討

第 3 章で検討したとおり、法令解釈によって減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの問題に対処することは困難である。

そこで、第 2 章で検討した、減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの各段階において問題となる制度の改正による対処について検討する。

なお、減価償却資産を利用した個人向け節税スキームは、制度上の問題点を組み合わせることにより、税負担を減少させていることから、減価償却資産を利用した個人向け節税スキームへの対処策は、第 1 章第 2 節で検討した制度上の問題を解決することにより対処するものであることが望ましいといえる。

検討に当たっては、まず、制度改正案の参考とするために、主要国における関係する税制を概観した上で、減価償却制度、損益通算制度及び長期譲渡所得課税制度の改正について検討する。

第 1 節 主要国における関係する税制の概要

米国、英国、ドイツ及びフランスにおける、所得区分、減価償却制度、損益通算制度及び譲渡所得課税制度について概観する。

1 米国

(1) 所得区分

総所得の種類として、人的役務提供の対価として得た報酬⁽⁸⁸⁾、配当所得、利子所得、年金収入、社会保障給付、失業給付金、賞金、賭博勝利金、横領又は違法な所得、失業補償又はストライキの際の手当、遺産財団の遺言執行人又は遺産管理人が受領した報酬、陪審員報酬、取締役報酬、債務免除益、事業活動から稼得された総所得、賃貸料及び使用料、パートナーシッ

(88) 報酬の例として、賃金、給料、ボーナス、歩合、謝礼及びチップ等が挙げられている。

ブ等からパス・スルーされた所得、財産の譲渡益、被相続人に係る所得及び既往利益繰戻しの原則による所得が挙げられている（内国歳入法 61 条 (a)）。これらは、頻繁に生じる項目を例示列举したものであり、明示的に課税対象から除外された所得以外の全ての源泉から生じる所得が総所得に含まれる⁽⁸⁹⁾。

総所得のうち、キャピタル・ゲイン及び 1231 条利得⁽⁹⁰⁾以外の所得は、通常所得とされている⁽⁹¹⁾。

(2) 減価償却制度⁽⁹²⁾

米国における減価償却制度は、1980 年以前と 1981 年以後で、その目的が異なっている。すなわち、1980 年以前に事業等の用に供された資産については、企業会計的思考による減価償却制度が適用され、期間損益計算を目的とした減価償却が行われることとなり、1981 年以後に事業の用に供された資産については、投下資本回収を目的とした加速度原価回収制度（ACRS : accelerated cost recovery system）及び修正加速度原価回収制度（MACRS : modified accelerated cost recovery system）が適用される。

イ 企業会計的思考による減価償却制度

1981 年 1 月 1 日より前に事業等の用に供された資産については、企業会計的思考による減価償却制度が適用される。この減価償却制度では、財務会計上の伝統的な減価償却制度と同様の意義を有し、基本的に同様の減価償却が行われる。

耐用年数については、実務上、内国歳入庁が各種資産の種類ごとに設けた基準耐用年数（guideline life）の前後 20% の範囲で、納税者が償却期間を決定する制度である、種類別資産減価償却範囲制度（class life

(89) Hugh J. Ault et al. (2020). “Comparative Income Taxation : A Structural Analysis—Fourth Edition” Kluwer Law International. p.273.

(90) 1231 条利得とは、内国歳入法 1231 条に規定されている資産（事業用減価償却資産等）の譲渡による利益をいう。

(91) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〔第 8 版〕』193 頁（中央経済社、2021）。

(92) 伊藤・前掲注(91)222-248 頁参照。

asset depreciation range system: ADR system) を用いることができる。いわば税法上の減価償却計算のための耐用年数表が用意されているといえる。

ロ 加速度原価回収制度 (ACRS)

1981 年 1 月 1 日以後 1986 年 12 月 31 日以前に使用を開始した資産に適用される制度であり、会計上の減価償却制度の思考から大きく離れ、文字どおり投資された原価を回収するための制度として位置付けられ、実際の経済的な耐用年数よりも短い期間で償却することを認めるものである。これは、租税の、社会政策（政策目標）を達成する手段としての機能がより重視されるようになったことを意味している。

ハ 修正加速度原価回収制度 (MACRS)

1987 年 1 月 1 日以後に使用を開始した適格減価償却資産に対して適用される制度であり、投資による過度の税制上の恩恵を修正するために、加速度原価回収制度 (ACRS) よりも償却期間を延長したものである。

ニ 小括

「現行の税法上の減価償却制度は、伝統的な企業会計でいうところの減価償却（適正な期間損益計算を目的とした費用収益対応の原則を充たすもの）ではなく、正確には、『投資原価を回収するためのしくみ』を便宜上、減価償却と呼んでいるにすぎ⁽⁹³⁾」ないとされている。

(3) 損益通算制度⁽⁹⁴⁾

譲渡所得及び配当所得を除く全ての所得は、合算されて課税される。

なお、通常所得の中でも、At Risk Rule と Passive Activity Loss Limitation Rule により⁽⁹⁵⁾、損失の控除が制限されている。

(93) 伊藤・前掲注(91)223 頁。

(94) Wooje Choi. (2023). United States - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(95) 損失控除の制限規定として、他に Hobby Loss Limitation や超過事業損失の控除制限規定等があるが、本スキームとは無関係であることから、触れないこととする。

イ At Risk Rule

At Risk Rule は、「ある活動について認められる控除額を、その活動についての納税者の危険負担額 (amount at risk) に制限するというルールである⁽⁹⁶⁾」とされている。危険負担額とは、「原則として、納税者がその活動のために用いた金銭の額、及び、資産の調整基準価格と、その活動のための借入れのうち人的責任を負担する金額、及び、その活動に用いる資産以外の資産で借入れのために担保とした資産の時価である⁽⁹⁷⁾」とされている。

ロ Passive Activity Loss Limitation Rule

Passive Activity Loss Limitation Rule は、受動的活動から生じた損失の控除を、受動的活動から生じた所得に対してのみ認めるというルール⁽⁹⁸⁾である。受動的活動とは、納税者が実質的に参加していない事業活動のことをいう (内国歳入法 469 条(c)(1)) が、例外として、資産の貸付けは、納税者が実質的に参加している場合であっても、受動的活動とされる⁽⁹⁹⁾ (同条(c)(2)、(4))。

なお、不動産の貸付けから生じた損失については、納税者がその活動に積極的に参加している場合には、損失額のうち 25,000 ドルまでは、Passive Activity Loss Limitation Rule の制限を受けないこととされている (同条(i)(1)、(2))。ただし、この金額 (25,000 ドル) は、納税者のそ

(96) 岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法学論叢 136 巻 4=5=6 号 336 頁 (1994)。

(97) 岡村・前掲注(96)336 頁。

(98) 税額控除も制限の対象とされているが、本スキームに影響しないことから、本稿では省略する。

(99) 議会報告書は、資産の貸付けをすべて受動的活動とした理由を、「旧法の下でタックス・シェルターに賃貸活動が広く利用されていることと、このような活動に必要な人的関与の程度が低いことを考え合わせると、もし、賃貸活動について実質的関与によって損失控除の制限を回避することを認めてしまうと、受動的損失の基本規定の効果が著しく損なわれることは、明らかであった。」と説明している (Joint Committee on Taxation. (1987). "General Explanation of the Tax Reform Act of 1986 (H.R. 3838, 99th Congress; Public Law 99-514)" U.S. Government Printing Office. p.214.)。

の課税年度の調整後総所得が、100,000 ドルを超える場合に、その超える部分の金額の 50% だけ減少する（マイナスにはならない）こととされている。

(4) 譲渡所得課税制度⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾⁽¹⁰²⁾

イ 優遇措置

通常所得に対して適用される税率が、10%～37%であるのに対して、長期譲渡所得（所有期間 1 年以上）に対して適用される税率は、0%～20%である。

ロ 減価償却資産の取扱い

減価償却資産の処分により利得が実現された場合には、その実現利得のうち過去の減価償却による控除額が通常所得として扱われる（内国歳入法 1245 条）。

この規定は、過年度の控除により圧縮された通常所得を元に戻す（つまり通常所得として扱う）ことを目的として 1962 年に導入されたものである。すなわち、減価償却（償却）手続きにより、過年度に事業所得という（比較的高い税率が適用されることとなる）通常所得が圧縮されてきたのであるから、利得実現の際には、（元に戻して）通常所得として課税することが適切という考え方によるものである。

なお、この規定の必要性については、米国の上院財政委員会の議会報告書において、次のとおり説明されている。減価償却資産の「減価償却費は、通常所得から控除される。耐用年数が短過ぎる場合や、特定の減価償却方法によって初期に減価償却費が多過ぎる場合に、減価償却費の控除額が実際の資産価値の下落額を上回ることがある。減価償却費の控除により、実際の資産価値の下落よりも早く税務基準額（筆者注：日本

(100) 伊藤・前掲注(92)147-152 頁参照。

(101) Wooje Choi. *supra* note (94). 参照。

(102) 大塚正民『キャピタル・ゲイン課税制度—アメリカ連邦所得税制の歴史的展開—』110-111 頁（有斐閣学術センター、2007）参照。

における取得価額に近いもの)が減少する場合には、売却時に利得が発生することとなる。現行法の下では、減価償却費が通常所得から控除されているにもかかわらず、この利得は、キャピタル・ゲインとして課税されることとなる。これでは、納税者は、過大な減価償却費を控除した上で、その資産を売却することによって、実質的に通常所得をキャピタル・ゲインに転換することが可能となってしまう。⁽¹⁰³⁾」。

2 英国

(1) 所得区分

所得税法上の所得は、①不動産所得、②貯蓄投資所得、③事業所得、④給与・企業退職年金所得、及び⑤雑所得の5つに分類されている⁽¹⁰⁴⁾。

なお、雑所得は、日本の所得税法の雑所得とは異なっており、源泉からの所得(継続的な所得)であることを明示的に要求している⁽¹⁰⁵⁾。

資産の譲渡による所得(キャピタル・ゲイン)は、所得税とは別の「キャピタル・ゲイン税」の対象となる。

(2) 減価償却制度⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾

英国の所得税法において、減価償却費は、資本的性質を有する支出に当たるため認められていないが、減価償却費に代わるものとしてキャピタル・アローワンスという所得控除が別の法律(Capital Allowances Act 2001)で認められている。

(103) Committee on Ways and Means. (1962). "Report of the Committee on Finance, United States Senate, No.1881, 87th Congress 2nd Session" p.95. Compiled by Bernard D. Reams, Jr. (1985). "Internal Revenue Acts of the United States: Revenue Acts of 1953-1972 with Legislative Histories, Laws and Congressional Documents" Volume21. William S. Hein & Company.

(104) Jinyue Cao and Becca Zhang. (2022). United Kingdom - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD. p.9.

(105) 増井良啓「英国所得税改革の動向」日税研論集 80 号『所得税改革の国際的動向』67 頁(税務研究センター、2022)。

(106) Jinyue Cao and Becca Zhang. *supra* note (104). p.24. 参照。

(107) 酒井翔子『現代英国税制』101-133 頁(税務経理協会、2018) 参照。

キャピタル・アローワンスは、企業の設備投資を喚起する機能を有しているため、英国の景気対策上、投資促進手段として重要な役割を果たしてきた。当初、単なる民間投資刺激政策として利用されていた英国の減価償却政策は、戦後の復興期を経て、英国・英連邦諸国の経済状況が変化するに伴い、次第に景気安定政策としての役割も期待されるようになった。

その後も経済情勢に応じて償却率、償却対象の改廃が弾力的に行われるなど、英国税法における減価償却制度は、政権交代・経済政策の方向性に応じて変更される政策的要素の強い制度となっている。

(3) 損益通算制度⁽¹⁰⁸⁾

事業所得の損失は、他の所得との通算が認められているが、不動産所得の損失は、原則として他の所得との通算は認められておらず⁽¹⁰⁹⁾、不動産所得に限り相殺が認められている。不動産所得の損失は、次年度以降に自動的に、かつ、無制限に繰り越すことが認められている。

(4) 譲渡所得課税制度⁽¹¹⁰⁾⁽¹¹¹⁾⁽¹¹²⁾

イ 優遇措置

基本税率(20%)を超える税率(40%又は45%)で所得税が課される納税者については、20%の税率でキャピタル・ゲイン税が課される。

所得税の基本税率のブラケットの未使用部分の金額の範囲内のキャピタル・ゲインは、10%の税率で課税され、当該未使用部分の金額を超える部分のキャピタル・ゲインは、20%の税率で課税される。

ロ 減価償却資産の取扱い

売却処分価額が当該資産の取得価額を超える場合には、キャピタル・

(108) 酒井・前掲注(107)14-27 頁参照。

(109) キャピタル・アローワンス分の損失は、他の所得と通算可能とされている (Jinyue Cao and Becca Zhang, *supra* note (104), p.28.)。ただし、租税回避目的のキャピタル・アローワンスを規制する一般的否認規定がある (Irene Martinez Curra (2022), *United Kingdom - Corporate Taxation - Country Tax Guides*, IBFD, p.25.)。

(110) 酒井・前掲注(107)193-224 頁参照。

(111) Jinyue Cao and Becca Zhang, *supra* note (104), pp.49-51.

(112) 増井・前掲注(105)83 頁参照。

ゲイン課税の対象となる。事業用資産の譲渡による所得には、軽減税率（10%）が適用されるが、売却価額が区分資産残高（未償却残高）を超える場合の超過額は、事業所得に加算される⁽¹¹³⁾。

3 ドイツ⁽¹¹⁴⁾⁽¹¹⁵⁾⁽¹¹⁶⁾

(1) 所得区分

所得は、①農林業所得、②事業所得、③独立労働所得、④非独立労働所得、⑤資本財産所得、⑥賃貸所得、及び⑦その他所得の7つに分類されている。上記①～③の所得は利益所得、④～⑦の所得は超過所得と呼ばれている。

なお、その他所得は、反復継続的所得、私的譲渡から生じた所得、対価としての性質を有する所得、歳費以外の議員収入及び年金所得という限定列挙された所得であり、我が国における雑所得のような受け皿規定ではない。

また、譲渡所得は、補完的な所得区分とされており、農林業所得、事業所得、独立労働所得、資本財産所得、及びその他所得のいずれかに分類される。

(2) 減価償却制度⁽¹¹⁷⁾

ドイツにおける減価償却は、取得原価を資産の使用期間に配分するという趣旨のものである。

経済財の減価償却についての規定である所得税法7条は、所得獲得のた

(113) 売却価額が取得価額を超過する部分の金額は、事業所得に加算されずに、キャピタル・ゲイン税の対象となる。

(114) Andreas Perdelwitz (2023). Germany - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(115) Andreas Perdelwitz (2023). Germany - Corporate Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(116) 田中啓之「ドイツ所得税改革の動向」日税研論集 80 号『所得税改革の国際的動向』33-59 頁（税務研究センター、2022）参照。

(117) 藤井誠「ドイツの減価償却制度」日税研論集 69 号『減価償却課税制度』285-308 頁（税務研究センター、2016）参照。

めに使用され、使用可能期間が 1 年を超える経済財は、その使用期間にわたり毎期均等額の原価配分、すなわち定額法による減価償却がなされなければならないと規定し、義務規定として減価償却を要求している。

所得税法の規定する経済財の償却は、事業上通常の使用期間に基づいて測定することとされているが、建物以外の資産についての使用期間に関する具体的な規定はない。そこで、恣意的な減価償却を制限する目的で、ドイツ連邦財務省は、2001 年 1 月 1 日から、「汎用固定資産の普通償却率表」と「各種経済部門の普通償却率表」を公表し、実務上広く利用されている。ドイツ連邦財務省の説明によれば、これは強制力のある法規範ではなく、経験的知識に基づいた固定資産の使用期間を推定するための補助手段であるとされている。しかし、納税者が見積もった使用期間がこれと異なる場合には、納税者はその見積りに合理性があることを示す必要があるため、普通償却率表は実質的な法定使用期間表として機能している。

(3) 損益通算制度

同じ課税期間（暦年）における正負の所得金額は、譲渡所得も含めて原則として全て合算される。

ただし、タックス・シェルターなどについて損失の通算の制限があり、課税繰延スキームから生じる損失は、後に同じ源泉から生じる所得との通算しか認められていない。この制限を受けるスキームは、投資初期に多額（投資額の 10% 以上）の損失を生じさせ、他の源泉から生じる所得と通算することを目的としたものである。

(4) 譲渡所得課税制度

イ 優遇措置

私的資産（非事業用資産）のキャピタル・ゲインは、原則として課税の対象とならない。ただし、①取得日から 10 年以内の不動産（居住用不動産を除く）譲渡、又は②取得日から 1 年以内のその他の経済財の譲渡による所得が、年間 600 ユーロ以上であれば、その他所得として課税の対象となる。

ロ 減価償却資産の取扱い

事業の過程で生じた事業用資産の譲渡によるキャピタル・ゲインは、事業所得等（農林業所得、事業所得又は独立労働所得）として扱われる。

4 フランス⁽¹¹⁸⁾⁽¹¹⁹⁾

(1) 所得区分

所得は、①不動産所得、②商工業所得、③一定の経営者報酬、④農業所得、⑤給与所得、⑥非商業所得、⑦動産資本所得、及び⑧資産の譲渡所得の 8 つに分類されている。

(2) 減価償却制度

フランスにおいては、時の経過に従いその価値が減少する全ての有形固定資産（土地を除く）で事業の用に供されるものは、減価償却の方法により必要経費に算入される。なお、500 ユーロ未満の備品は、購入時に全額損金算入可能である。

減価償却の方法は、定額法が原則であるが、耐用年数が 3 年未満の資産、中古資産、自動車、電話、手動式または簡易電子式タイプライター、耐用年数が 15 年を超えないホテル及び特定の工業用建物以外の建物を除き、定率法の適用が認められている。

(3) 損益通算制度

各所得類型間の損益通算が認められているが、不動産の賃貸から生じた損失については、制限がある。すなわち、不動産の賃貸から生じた損失は、借入金利子による部分を除き、10,700 ユーロまで他の所得から控除でき、当該限度額を超える部分及び借入金利子は、10 年間にわたり次年度以降の不動産所得から控除することができるとされている。

(118) Pierre Burg (2023). France - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(119) 平川英子「フランスの所得税改革の動向」日税研論集 80 号『所得税改革の国際的動向』89-111 頁（税務研究センター、2022）参照。

(4) 譲渡所得課税制度

イ 優遇措置

不動産の譲渡によるキャピタル・ゲインは、19.0%の概算税と 17.2%の社会保障関連税の合計 36.2%の税率で課税される。

なお、納税者の主たる住居の譲渡によるキャピタル・ゲイン及び譲渡対価が 15,000 ユーロ以下の場合には、課税の対象から除外されている。

また、不動産の譲渡によるキャピタル・ゲインについては、保有期間 6 年目以降 21 年目まで 1 年ごとに 6%が減じられ、22 年目に 4%が減じられる。

ロ 減価償却資産の取扱い

個人事業者による事業用資産の短期譲渡（所有期間 2 年未満の譲渡）によるキャピタル・ゲインは、事業所得（商工業所得等）として課税され、長期譲渡（所有期間 2 年以上の譲渡）によるキャピタル・ゲインは、譲渡所得として 12.8%の概算税と 17.2%の社会保障関連税の合計 30%の税率で課税される。

なお、事業用資産の長期譲渡によるキャピタル・ゲインは、納税者の売上高が一定額⁽¹²⁰⁾を超えず、かつ事業活動が 5 年以上行われた場合には、課税対象から除かれる⁽¹²¹⁾。

また、事業用資産の長期譲渡によるキャピタル・ゲインは、減価償却累計額の範囲内で、通常の実業所得（商工業所得等）として扱われる⁽¹²²⁾。

5 小括

主要国における税制は、それぞれ所得区分に違いはあるものの、いずれの国も原則的に（長期）譲渡所得に対する課税が、不動産賃貸や事業活動から

(120) サービス提供者の場合は、90,000 ユーロ、製品提供者の場合は、250,000 ユーロ。

(121) 売上高が、①サービス提供者の場合 126,000 ユーロ、②製品提供者の場合 350,000 ユーロを超える場合には、長期譲渡所得は、課税対象となる。

(122) Hugh J. Ault et al. *supra* note (89). pp.341-342.

生じる所得に対する課税よりも優遇されている。そのため、何らかの対策を講じない限り、本スキームと同様のスキームを利用した節税が問題となる。

この問題に対して、米国は、減価償却資産の処分により利得が実現された場合には、その実現利得のうち過去の減価償却による控除額を通常所得として扱うこと（減価償却の取戻し）により、対処しており、英国及びフランスにおいても、同様の制度が導入されている。

さらに、米国においては、減価償却の取戻しに加えて、**Passive Activity Loss Limitation Rule** 等の損失の発生原因による損益通算制限規定を設けており、損益通算の制限によっても、本スキームと同様のスキームに対処することが可能であると考えられる。

また、英国及びフランスは、不動産所得について、他の所得との損益通算を制限しており、この制度によっても、本スキームと同様のスキームのうち、不動産所得を利用したものに対処することが可能であると考えられる。

ドイツにおいては、課税繰延スキームから生じる損失について、後に同じ源泉から生じる所得との通算しか認めないこととされており、これによっても、本スキームと同様のスキームに対処することが可能となると考えられる。

なお、主要国は、いずれも減価償却費と実際の減価額との間に生じるズレに対して、減価償却制度による対処を行っていない。

以上の状況等を踏まえ、第 2 節から第 4 節において、我が国における制度改正による本スキームへの対処策を考案し、その適否を検討する。

第 2 節 減価償却制度の改正について

減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの税制上の問題の一つである、実際の価値の減少を大幅に上回る減価償却費の計上による多額の計算上の損失の生成を防止する方策について検討する。

なお、主要国における減価償却制度には、いずれも対処策がないことから、我が国独自の制度を考案し、その適否を検討する。

1 減価償却費の必要経費算入限度額の設定

(1) 概要

直接的な方策として、賃貸資産に係る減価償却費の必要経費算入額を当該賃貸資産から得られる収入金額の範囲内に限定することが考えられる。

このような制度が導入できれば、過大な減価償却費の計上によって多額の計算上の損失を生じさせることができなくなる。

(2) 問題点（必要経費算入限度超過額の取扱い）

所得税法における減価償却は、強制償却であることから、減価償却費の必要経費算入に限度額を設けることによって生じる、必要経費算入限度超過額（以下、「限度超過額」という。）の取扱いが問題となる。取扱いとしては、①限度超過額を翌年以降に繰り越すことを認める、②限度超過額をなかったものとみなすという2つの方法が考えられる。

①については、現行の個人所得に対する所得税においては、各種の損失の繰越控除について、繰越し可能な期間は（震災特例法が適用される場合を除き）最大で3年間であることから、限度超過額の繰越しも3年間とすることが考えられるが、3年で限度超過額が消滅することとなり、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。

同様に、②についても、限度超過額の消滅により、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。

これらの問題に対しては、賃貸資産の譲渡の段階で、限度超過額については、取得価額から控除しないこととすることにより、影響を緩和する方が考えられるが、分離課税となる資産について譲渡損失が生じる⁽¹²³⁾場合には、緩和の効果が限定的になるという問題がある。

また、いずれの方法についても、本スキームと無関係に減価償却資産を

(123) 減価償却が過小であった場合に、譲渡損失が生じると考えられる。

賃貸している者に対して、当該賃貸活動により生じた損失を他の所得と通算できなくなるという大きな不利益が及ぶこととなる。

加えて、納税者に対して、限度超過額の管理という新たな負担を強いることとなるという問題があることから、妥当な方策ではないと考えられる。

2 賃貸資産の耐用年数の見直し

第 1 章第 1 節 3 (2) で検討したとおり、減価償却は、使用又は時間の経過による価値の減少をその減価の状況に応じて費用化するものであり、費用配分目的に従って行われるものであることから、賃貸資産の場合においては、使用可能期間に配分されるべきである。賃貸資産の使用可能年数は、第 3 章第 2 節で検討したとおり、ファイナンス理論における資産の時価算定式から算定することが可能であると考えられる。

しかし、耐用年数を各年の収入金額の見込み及び期待収益率という不確実性の高い(属人的、個別性の強い)要素から算定することを法定することは、課税の公平性を害する可能性がある⁽¹²⁴⁾と考えられることから、現実的な方法としては、①賃貸開始年分の収入金額が使用可能期間中維持される、②期待収益率は 0%、と仮定して⁽¹²⁵⁾、賃貸資産の取得価額を賃貸開始年分の収入金額で除した値を使用可能年数(=耐用年数)とすることが考えられる。

この方策の問題点としては、耐用年数を短くするために、賃貸開始年分だけ賃料を高く設定して、翌年から賃料を下げるという契約⁽¹²⁶⁾とする抜け道が考えられるという点が挙げられる。このような問題に対処するには、制度が複雑化してしまうことから、妥当な方策ではないと考えられる。

(124) まったく同じ資産について、人によって異なる耐用年数となる可能性がある。

(125) いずれの仮定も、結果的に使用可能年数が短くなるものである。

(126) 極端な例として、年末に賃貸を開始し、年内は高額な賃貸料とし、年始から賃貸料を下げるのが考えられる。

第 3 節 損益通算制度の改正について

減価償却資産を利用した個人向け節税スキームの税制上の問題の一つである、損益通算制度の濫用を防止する方策について検討する。

なお、米国における制度のように、損失の発生原因により損益通算を制限する方策と英国及びフランスのように、所得の種類により損益通算を制限する方策が考えられることから、それぞれの方策について検討する。

1 損失の発生原因による損益通算の制限

(1) 資産の賃貸から生じた損失についての制限

本スキームは、いずれも資産の賃貸による所得に計算上の損失を生じさせ、当該損失との損益通算を通じて高額な給与所得等を減少させるものであることから、米国の制度を参考として、資産の賃貸から生じた損失について、損益通算を制限することにより、対処可能であると考えられる。

(2) メリットとデメリット

メリットとしては、規制の対象が明確である点が挙げられる。

デメリットとしては、本スキームと無関係に資産の賃貸を行っている者の当該賃貸から生じた損失についても、損益通算が認められなくなるという点が挙げられる。

(3) デメリットへの対処策

米国において採用されている一定額までの損失について通算を認める制度を参考として、デメリットに対処することが可能である。

なお、考慮すべき問題として、損益通算を制限された損失の取扱いが挙げられる。取扱いとしては、①損益通算を制限された損失を翌年に降に繰り越すことを認める、②損益通算を制限された損失をなかったものとみなすという 2 つの方法が考えられるが、いずれの方法についても繰り越した

損失の消滅の問題が生じることとなる⁽¹²⁷⁾。しかし、この問題は、米国と同様に各年において一定額までの損失について他の所得との通算を認め、繰り越した損失について翌年以降の年分において、一定額まで他の所得との通算を認めることとすれば、解決可能であると考えられる。

2 所得の種類による損益通算の制限

(1) 不動産所得に生じた損失についての制限

本スキームは、いずれも不動産所得に計算上の損失を生じさせ、当該損失との損益通算を通じて高額な給与所得等を減少させるものであることから、英国及びフランスと同様に、不動産所得に生じた損失について、損益通算を制限することにより、対処可能であると考えられる。

(2) メリットとデメリット

メリットとしては、規制の対象が明確である点が挙げられる。

デメリットとしては、①本スキームと無関係に賃貸用不動産に投資を行っている者の当該賃貸から生じた損失についても、損益通算が認められなくなる点、②本スキームに利用されているということ以外に、不動産所得を規制の対象とする根拠がない点、③不動産以外の減価償却資産を賃貸して事業所得に損失を生じさせる場合に対処できない点が挙げられる。

(3) デメリットへの対処策

デメリットの1点目及び2点目は、以下のイ又はロの対処策を採用することにより、それぞれ解消可能であると考えられる。しかし、デメリットの3点目については、所得の種類による損益通算の制限では、対処が困難

(127) ①については、現行の個人所得に対する所得税においては、各種の損失の繰越控除について、繰越し可能な期間は（震災特例法が適用される場合を除き）最大で3年間であることから、損益通算を制限された損失の繰越しも3年間とすることが考えられるが、3年で損益通算を制限された損失が消滅することとなり、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。同様に、②についても、損益通算を制限された損失の消滅により、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。

であるため、不動産所得を生じさせる減価償却資産を利用した節税スキームを規制する政策的必要性和比較衡量する必要があると考えられる。

イ 一定額の損失について損益通算を認める方策

デメリットの1点目については、フランスにおいて採用されている、不動産所得から生じた損失の一定額について通算を認める制度を参考として、デメリットに対処することが可能である。

なお、考慮すべき問題として、損益通算を制限された損失の取扱いが挙げられる。取扱いとしては、①損益通算を制限された損失を翌年以降に繰り越すことを認める、②損益通算を制限された損失をなかったものとみなすという2つの方法が考えられるが、いずれの方法についても繰り越した損失の消滅の問題が生じることとなる⁽¹²⁸⁾。しかし、この問題は、フランスと同様に各年において一定額までの損失について通算を認めることとした上で、当該一定額を超える損失の繰越しを認め、繰り越した損失について翌年以降の年分において、不動産所得からの控除に加えて、一定額まで他の所得との通算を認める⁽¹²⁹⁾こととすれば、解決可能であると考えられる。

ロ 業務的規模の不動産所得から生じた損失のみ規制の対象とする方策

デメリットの2点目については、損益通算の制限の対象を業務的規模の不動産所得から生じた損失に限定することにより、対処可能であると考えられる。すなわち、業務的規模の不動産所得から生じた損失について損益通算を制限する理由として、業務から生じる所得（雑所得）につ

(128) ①については、現行の個人所得に対する所得税においては、各種の損失の繰越控除について、繰越し可能な期間は（震災特例法が適用される場合を除き）最大で3年間であることから、損益通算を制限された損失の繰越しも3年間とすることが考えられるが、3年で損益通算を制限された損失が消滅することとなり、本スキームと無関係に不動産所得を生じさせる減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。同様に、②についても、損益通算を制限された損失の消滅により、本スキームと無関係に不動産所得を生じさせる減価償却資産を賃貸している者に対しても大きな不利益が及ぶという問題がある。

(129) この点は、フランスの制度とは異なることとなる。

いて損益通算が認められていないことと同じ取扱いとする⁽¹³⁰⁾ことが挙げられるためである。

3 損益通算を制限することにより生じ得る問題について

損失の発生原因による損益通算の制限及び所得の種類による損益通算の制限は、いずれも損益通算を制限することにより、本スキームに対処するものであることから、我が国の所得税法が採用している包括的所得概念からの乖離が問題となる。すなわち、各種所得の金額を計算する過程においてマイナスが生じた場合には、包括的所得概念の建前から、他の所得のプラスとの相殺を認める必要があるため、この相殺を認めないと、包括的所得概念から乖離することとなるという問題が生じる。そのため、損益通算を認めないとする方策を採用するには、この問題による不利益を上回るだけの政策的必要性が不可欠であるといえる。

第 4 節 長期譲渡所得課税制度の改正について

本スキームは、高額所得者に有利に働く長期譲渡所得課税制度の平準化措置を利用するものであることから、まず平準化措置の見直しについて検討する。

次に、本スキームが、減価償却を介して不動産所得を譲渡所得に転換させる効果を利用するものであることから、そのような転換効果を生じさせないように、譲渡益の所得区分を見直すことについて検討する。

1 平準化措置の見直し

現行法令における平準化措置の問題点は、①平準化の趣旨を超えて税負担

(130) 日野雅彦氏は、雑所得の損失に損益通算を認めない根拠が、業務的規模の不動産所得の損失にも当てはまる旨述べられている（日野雅彦「所得区分の在り方—不動産所得を中心として—」税大論叢 58 号 555 頁（2008, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/58/07/hajimeni.htm>））。

が軽減される、②高額所得者ほど平準化措置によって得られる利益が大きくなるという点であることから、平準化の趣旨に合致し、適用税率に応じた利益が得られる制度への改正を検討する。

(1) 五分五乗方式

前述の問題点を解決する方法として、五分五乗方式が考えられる。五分五乗方式とは、分離課税制度が適用される山林所得金額の算出に用いられている方法であり、所得金額の5分の1に税率を適用して得られた金額を5倍して、税額を算出する方法である。この方法を総合課税が適用される譲渡所得に用いる場合、①譲渡所得金額の5分の1の金額を総合課税が適用される譲渡所得以外の所得金額の合計に加算した金額に税率を適用して得られた金額と②総合課税が適用される譲渡所得以外の所得金額の合計に税率を適用して得られた金額との差額を5倍した金額と②の金額との合計額をその年分の所得税額とする方法が考えられる。

この方法には、計算が簡単であるという利点があるが、問題点として、資産の所有期間が長いほど、平準化の効果が少なくなるという点が挙げられる。

(2) K方式

五分五乗方式の問題点を解決する方法として、金子宏名誉教授が提唱されたK方式が考えられる。K方式とは、譲渡資産の価値は、その所有期間を通じてコンスタントに同じ割合で増加してきたと仮定し、まず、①譲渡所得の金額(C)を所有年数で除した金額(C1)を他の所得(I)と合算し、それに税率を適用して税額(T1)を計算する。次に、②I+C1に対するT1の割合(平均税率)を求め、それを譲渡所得の金額の残りの部分(C-C1)に乗じて税額(T2)を計算する。③T1とT2の合計金額をその年分の所得税額とするという方法である。

この方法の問題点は、計算が複雑である点とされている。一方、資産の所有期間を考慮に入れて計算するため、五分五乗方式で生じた問題は生じず、各人の所得金額に応じた税率が適用されることとなり、平準化の趣旨

に合致するというメリットがある。

(3) 逡増定率課税除外方式

譲渡資産の保有期間を考慮しつつ、計算が簡便である方法として、フランスにおける不動産譲渡益課税制度で採用されている逡増定率課税除外方式が考えられる。逡増定率課税除外方式とは、譲渡資産の保有期間が1年増えるごとに、譲渡所得金額から控除する金額を一定割合ずつ増やしていく方法である。

具体的な例としては、保有期間6年目以降21年目まで1年ごとに6%を譲渡所得から控除し、22年目に4%を控除するという制度が考えられる。

この方法のメリットとして、①計算が簡便であること、②保有期間を反映することが可能であることが挙げられる。

しかし、「逡増定率課税除外法は、平準化措置としては、単純定率課税除外法よりも、不合理性が少ないといえるかもしれない。しかし、資産の所有期間が増加するに従って、課税対象算入割合をどのように逡減させるかについて、客観的な基準があるわけではない。…したがって、この方法も、平準化措置としては不適當⁽¹³¹⁾」とされている。

(4) 小括

平準化措置の見直しについては、平準化の効果と計算の簡便さがトレードオフの関係にあることや、逡増定率課税除外方式については、課税対象算入割合をどのように逡減させるかについて客観的な基準がないといったことから、いずれの方法を採用したとしても、批判が想定されるという問題があるといえる。

また、高額所得者にとっては、制度改正の前後で税負担が大きく異なることとなるため、資産の譲渡の時期に対して中立的でない（制度改正前に譲渡することに対してインセンティブを与える結果となる）という問題点もあるといえる。

(131) 金子・前掲注(59)304頁。

2 所得区分の見直し

本スキームの問題点の一つは、不動産所得の必要経費として計上された減価償却費が源泉と評価できる譲渡益についても、平準化措置が適用される長期譲渡所得として課税されることであるから、米国、英国及びフランスのように事業用資産の譲渡による所得のうち、減価償却の過大部分と考えられる金額を不動産所得等とするという方策が考えられる。

(1) 不動産所得又は事業所得への区分変更

第 3 章第 1 節で検討したとおり、減価償却資産の譲渡益を構成する要素と譲渡所得課税の趣旨から、譲渡益のうち、減価償却の過大部分については、譲渡所得に該当しないとするは妥当な方策であると考えられる。また、少額減価償却資産及び一括償却資産と同様に、減価償却の過大部分を不動産所得又は事業所得とする旨規定することも妥当な方策であると考えられる。

なお、この方策は、以下の各論点と整合的なものであるといえる。

イ 生活に通常必要な動産の譲渡による所得が非課税とされている理由

生活に通常必要な動産（以下、「生活用動産」という。）の譲渡による所得が非課税とされている根拠の一つとして、当該所得は、減価償却が過大であったために生じた計算上の所得にすぎない場合があるという考え方が挙げられている。

この考え方に所得区分の見直しの取扱いを当てはめると、生活用動産を使用している段階では、その使用により帰属所得が生じると考えられ、生活用動産の使用期間中の減価の額として算定された金額⁽¹³²⁾（以下、「計算上の減価額」という。）は、当該帰属所得から控除されるものといえることから、生活用動産の譲渡により所得が生じる場合は、計算上の減価額が過大であった分だけ帰属所得を元に戻すために、当該譲渡益を帰属所得として扱うこととなる。そして、帰属所得は非課税であること

(132) 所得税法施行令 85 条に従って算定された金額。

から、生活用動産の譲渡による所得は、非課税となると説明することが可能となる。

ロ 所得税法 44 条の 2 との関係

所得税法 44 条の 2 において、不動産所得を生ずべき業務に係る債務免除益は、当該免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額の範囲で不動産所得の総収入金額に算入される旨規定されている。この規定は、債務の発生原因という間接的な所得の発生原因から当該債務の免除による利益の所得区分を規定するものであることから、過大な減価償却により生じた所得を当該減価償却費が計上された所得区分の所得とする所得区分の見直しの考え方と整合的であるといえる。

ハ 日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書との関係

日本税理士会連合会は、平成 30 年以降の税制改正に関する建議書の税制改正建議項目に、「業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること⁽¹³³⁾」を挙げている。

所得区分の見直しを行うことにより、業務用不動産のうち建物等の減価償却資産について、その譲渡損益が不動産所得又は事業所得とされることとなり、損益通算及び翌期以降の繰越しが認められることとなるため、部分的⁽¹³⁴⁾ではあるが、上記建議書が指摘する問題を解決するものであるといえる。

(133) 理由として、法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点が挙げられている。法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保の観点とは、それぞれ、法人の不動産の譲渡損失は、その法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められている点、及び個人の所有期間 5 年超の居住用資産の譲渡損失は、損益通算及び繰越控除が一定の要件のもと認められている点と整合的な取扱いとすべきという考え方である。

(134) 土地は、減価償却資産ではないため、本稿における所得区分の見直しの対象とならない。なお、ドイツ及びフランスと同様に、事業用資産の譲渡による所得を全て事業所得等とする制度に改正する方策も考えられるが、本稿における考察の対象としている減価償却の問題から外れることから、検討の対象としていない。

ニ 所得税基本通達 39-3 (2) との関係

所得税基本通達 39-3 (2) は、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る準棚卸資産を家事消費した場合、当該資産の価額に相当する金額を雑所得の総収入金額に算入することとしている。そして、この取扱いによる場合、当該資産の取得価額は、雑所得の必要経費に算入することとされている。この取扱いは、家事消費された準棚卸資産の取得価額を不動産所得、山林所得又は雑所得の必要経費とすると所得区分のずれが生じることから、必要経費に算入する所得区分と収入に計上する所得区分を同じにするというものであり、所得区分の見直しと整合的なものであるといえる。

また、第 3 章第 1 節（譲渡益の分割による対処）の検討で問題となった点は、①法令解釈による対処が法的安定性に欠けるという点、及び②譲渡所得に該当しない金額が雑所得となるという点であったことから、減価償却資産の譲渡による所得を譲渡所得の範囲から除く旨規定するとともに、譲渡所得に該当しないこととなる金額を不動産所得又は事業所得とする旨規定することにより、解決可能であると考えられる。

以上のことから、減価償却資産の譲渡益は、①原則的に譲渡所得に該当せず不動産所得又は事業所得に該当し、②例外的に値上り部分の金額のみ譲渡所得に該当する旨の規定を導入することにより、本スキームの問題を解決することが可能であると考えられる。

(2) 想定される問題の検討

イ 本スキームと無関係な者への影響

(イ) 所得区分の変更により平準化措置の適用がなくなる点

所得区分の見直しは、譲渡所得課税の趣旨からすると、譲渡所得に該当しないと考えられる所得を、当該所得の起因となった所得区分に変更するもの、すなわち所得区分の意義に沿ったものに変更するものであることから、所得区分が従来の譲渡所得から変更されることにより、長期譲渡所得課税における平準化措置の対象から外れる影響を考

慮する必要はないと考えられる。

(ロ) 束ね効果

減価償却費として複数年の必要経費に計上していたものが、譲渡した年（単年）の所得として課税されることになるため、最高税率が適用される者以外の者にとっては、税負担が重くなる可能性があるという問題が考えられる。

この問題に対しては、過年分の申告について、修正申告（減価償却費の金額を減額する）を行うことを選択できるようにすることにより、対処可能であると考えられる。

ロ 事業税との関係

事業用資産の譲渡損は、事業税の課税標準から控除される（地方税法 72 条の 49 の 12 第 9 項）。

なお、事業用に該当するか否かは、「その減価償却額または減価の価額が事業の所得の計算において必要な経費に算入されるものであるか否かによって判定されること⁽¹³⁵⁾」とされている。

この規定は、事業用資産の譲渡損は、減価償却の不足に起因する面もあるという考え方によるものである⁽¹³⁶⁾ことから、事業用減価償却資産の譲渡損失を不動産所得又は事業所得とする所得区分の見直しと整合的なものであると考えられる。

所得税法において減価償却資産の譲渡による所得（損失も含む）を不動産所得又は事業所得とする規定を導入した場合の対処として、地方税法 72 条の 49 の 12 第 9 項を、廃止する必要があるといえる。

(3) 制度改正の方法

イ 減価償却資産を準棚卸資産に含める方法

所得税法施行令 81 条（譲渡所得の起因とされない棚卸資産に準ずる

(135) 佐々木喜久治監修『事業税〔平成 7 年度版〕』211 頁（税務経理協会、1995）。

(136) 前川尚美ほか『地方税—各論 I—（現代地方自治全集 19 巻）』273-274 頁（ぎょうせい、1978）。

資産) に減価償却資産も含める旨改正することにより、減価償却資産の譲渡を譲渡所得から除く方法が考えられる。

しかし、この方法には、準棚卸資産に含めることとされた減価償却資産の譲渡による所得が、雑所得となる可能性があるという問題点がある。

また、減価償却資産を譲渡所得の起因とされない資産に含めることとすると、減価償却資産の譲渡益のうちの値上り部分についても、譲渡所得から除かれることとなるという問題点もある。

ロ 減価償却資産の譲渡による所得を譲渡所得から除く方法

(イ) 減価償却資産の譲渡による所得を譲渡所得から除く規定

所得税法 33 条 2 項 (譲渡所得に含まれない所得) に不動産所得及び事業所得の基因となる減価償却資産の譲渡による所得 (当該資産の減価償却累計額を超える部分の金額を除く。) も含める旨改正する方法が考えられる。

この方法による場合、譲渡所得から除かれた不動産所得及び事業所得の基因となる減価償却資産の譲渡による所得を不動産所得又は事業所得に含めることとする規定も必要になると考えられる。

(ロ) 減価償却資産の譲渡による所得を不動産所得及び事業所得に含める規定

不動産所得については、所得税法 26 条 1 項を「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機 (以下この項において『不動産等』という。) の貸付け (地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。) による所得 (事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。) 及び不動産所得の基因となる減価償却資産の譲渡による所得 (当該資産の減価償却累計額を超える部分の金額を除く。)をいう。」(下線部が追加事項) と改正することが考えられる。

また、事業所得については、所得税法 27 条 1 項を「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政

令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）及び事業所得の基因となる減価償却資産の譲渡による所得（当該資産の減価償却累計額を超える部分の金額を除く。）をいう。」（下線部が追加事項）と改正することが考えられる。

第 5 節 各案の比較

1 各案の比較

第 2 節で検討した減価償却制度の改正による対処策のうち、減価償却費の必要経費算入限度額の設定による対処については、本スキームを確実に封じることができる点では優れているといえるが、本スキームと無関係に減価償却資産を賃貸している者に対する不利益が大きいことから、採用には慎重になるべきであるといえる。

また、賃貸資産の耐用年数の見直しによる対処については、実効性のある制度にするためには、制度が複雑化してしまうことから、採用には慎重になるべきであるといえる。

第 3 節で検討した損益通算制度の改正による対処策については、損失の発生原因による損益通算の制限による対処と所得の種類による損益通算の制限による対処のいずれも、規制の対象が明確であるというメリットがあるものの、損益通算を制限するものであることから、我が国の所得税法が採用している包括的所得概念からの乖離が問題となるため、この問題による不利益を上回るだけの政策的必要性が不可欠であるといえる。

第 4 節で検討した長期譲渡所得課税制度の改正による対処策のうち、平準化措置の見直しによる対処については、平準化の効果と計算の簡便さがトレードオフの関係にあることや、逓増定率課税除外方式における課税対象算入割合をどのように逓減させるかについて客観的な基準がないといったことから、いずれの方法を採用したとしても批判が想定されるという問題に加えて、高額所得者については、制度改正の前後で税負担が大きく異なることか

ら、資産の譲渡の時期に対して中立的でない（制度改正前に譲渡することに対してインセンティブを与える結果となる）という問題点もあるため、採用には慎重になるべきであるといえる。

所得区分の見直しによる対処は、譲渡所得課税の趣旨からすると、譲渡所得に該当しないと考えられる所得を、当該所得の起因となった所得区分に変更することによって制度上の問題点を解決するものである上、デメリットがないことから、本スキームへの対処に適した方策であるといえる。

2 小括

本スキームに対処する方策として妥当なものは、損益通算の制限と所得区分の見直しであるといえる。いずれの方策がより妥当であるかについては、現行制度の趣旨に整合的であるか否かによって判断することが適当であると考えられる。

この観点から見ると、損益通算の制限は、所得税法が採用している包括的所得概念と矛盾するものである一方、所得区分の見直しは、第 1 章第 2 節で検討した制度上の問題点のうち、譲渡所得課税制度に関するものの一部を解決することにより、本スキームに対処する方策であること及び、事業税における減価償却資産の譲渡により生じた損失の取扱いと整合的であることなどから、所得区分の見直しによる対処がより妥当なものであるといえる。

おわりに

減価償却資産を利用した個人向け節税スキームについては、まずは、法令解釈のレベルでは十分な対処は難しく、法改正によるべきであることが分かった。

そして、本スキームに対する対抗措置を立法するべく、主要国における関係する税制を参照して、①減価償却制度、②損益通算制度、③長期譲渡所得課税制度の3つの制度についての改正案について検討した。

具体的には、①減価償却制度については、減価償却費の必要経費算入に限度額を設定する案及び賃貸資産の耐用年数の見直しを行う案、②損益通算制度については、資産の賃貸から生じた損失について損益通算を制限する案及び不動産所得について損益通算を制限する案、③長期譲渡所得課税制度については、平準化措置の見直しを行う案及び所得区分の見直しを行う案について検討を行った。

その結果、損益通算の制限の2つの案及び所得区分の見直しを行う案が、本スキームを封じるのに有効であり、関係する税制との整合性を考慮すると、所得区分の見直しを行う案が最も適した案であると結論付けた。

ただし、所得税法には、実現主義の採用や帰属所得に課税していないこと等、包括的所得概念から乖離している制度もあることから、政策判断により損益通算を制限する案を採用することは、不可能ではないと考えられる。そして、今後、本スキームを封じるための対策を講じる前に、新たな節税スキームが考案され、問題となった場合には、スキームの内容に応じて、不動産所得又は資産の賃貸から生じる所得について損益通算を制限することにより対処する政策的必要性が生じると思われる。